

平成26年第4回瑞穂市議会定例会会議録（第5号）

平成26年12月19日（金）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第82号 平成26年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第3 議案第83号 平成26年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第75号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第76号 瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第80号 平成26年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第81号 平成26年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第71号 瑞穂市指定金融機関の指定について
- 日程第9 議案第72号 瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第73号 瑞穂市情報公開条例及び瑞穂市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第74号 瑞穂市行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第77号 瑞穂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第78号 瑞穂市水防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第79号 平成26年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第15 市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員会の最終報告の件
- 日程第16 発議第14号 「手話言語法」制定に関する意見書
- 日程第17 発議第15号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全な運用に関する意見書
- 日程第18 発議第16号 「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第18までの各事件

追加日程第1 発議第18号 瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定について

○本日の会議に出席した議員

1番 堀 武 2番 くまがいさちこ

3番	西岡一成	4番	庄田昭人
5番	森治久	6番	棚橋敏明
7番	広瀬武雄	8番	松野藤四郎
9番	広瀬捨男	10番	古川貴敏
11番	河村孝弘	12番	清水治
13番	若井千尋	14番	若園五朗
15番	広瀬時男	16番	小川勝範
17番	星川睦枝	18番	藤橋礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○欠員（1名）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀孝正	副市長	奥田尚道
教育長	横山博信	企画部長	森和之
総務部長	早瀬俊一	市民部兼 巢南庁舎管理部長	広瀬充利
福祉部長	高田薫	都市整備部長	弘岡敏
調整監	渡辺勇人	環境水道部長	鹿野政和
会計管理者	宇野清隆	教育次長	高田敏朗
監査委員 事務局長	佐藤雅人		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	田宮康弘	書記	泉大作
書記	今木浩靖		

開議の宣告

○議長（若園五朗君） 皆さん、おはようございます。

傍聴の皆さん、本日は大変お忙しいところ、傍聴に御来場いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 諸般の報告

○議長（若園五朗君） 日程第1、諸般の報告を行います。

4件報告します。

まず1件について、議会事務局長より報告させます。

○議会事務局長（田宮康弘君） それでは、議長にかわりまして報告します。

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果報告を同条第9項の規定により監査委員から受けております。

監査は、9月29日に企画財政課、10月9日に教育総務課を対象に実施され、財務に関する事務はおおむね適正に執行されていると認められた。

その他の項目についての監査結果につきましては、お手元に配付の定期監査結果報告書のとおりでございます。以上でございます。

○議長（若園五朗君） 以上、報告した資料は事務局に保管してあります。ごらんいただきたいと思えます。

2件目は、お手元に配付しましたとおり、棚橋敏明君から発議第14号「手話言語法」制定に関する意見書を受理しました。

3件目は、お手元に配付しましたとおり、松野藤四郎君から発議第15号年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全な運用に関する意見書を受理しました。

4件目は、お手元に配付しましたとおり、若井千尋君から発議第16号「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書を受理しました。

これらにつきましては、後ほど議題とします。

これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第82号及び日程第3 議案第83号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（若園五朗君） 日程第2、議案第82号平成26年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算

(第2号)から日程第3、議案第83号平成26年度瑞穂市水道事業会計補正予算(第1号)までを一括議題とします。

これらについては、産業建設委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

産業建設委員長 藤橋礼治君。

○産業建設委員長(藤橋礼治君) 皆さん、おはようございます。産業建設委員長の藤橋礼治でございます。

ただいま一括議題となりました2議案について、会議規則第39条の規定によりまして、産業建設委員会の審査の経過及び結果について報告をいたします。

産業建設委員会は、12月10日午前9時30分から菓南庁舎の3-2会議室で開会をいたしました。全委員が出席いたしまして、執行部から市長、副市長、所管の部長、調整監、課長の出席を求めまして、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査をいたしました議案番号順に要点を絞りまして報告をいたします。

初めに、議案第82号平成26年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算(第2号)を審査しました。

執行部より、人事院勧告に基づきまして職員の給与、手当の改正のため、1人分の人件費の補正であるとの説明がありました。

この後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決をされました。

次に、議案第83号平成26年度瑞穂市水道事業会計補正予算(第1号)を審査いたしました。

執行部より、原水及び浄水費で、滅菌用の塩素剤の不足が見込まれるため30万4,000円の増額補正と、配水及び給水費で、人事院勧告に基づきまして職員給与費の増額や、水源地の電気料金が当初見込みより値上がり率が大きく、動力費に不足が生じるため467万8,000円を増額補正するものや、配水設備拡張費と配水設備改良費の委託料が確定をいたしました。これにより648万円の減額するものとの説明がありました。

この後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決をされました。

以上で、産業建設委員会の委員長報告を終わります。平成26年12月19日、産業建設委員会委員長 藤橋礼治。以上でございます。

○議長(若園五朗君) これより議案第82号平成26年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算(第2号)の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長(若園五朗君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。

採決では、起立採決とあわせて採決システムを使用し、賛成、または反対のボタンを押していただくようお願いいたします。

これから議案第82号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第82号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第83号平成26年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第83号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第83号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第75号から日程第7 議案第81号までについて（委員長報告・質疑・討

論・採決)

○議長（若園五朗君） 日程第4、議案第75号瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例についてから日程第7、議案第81号平成26年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）までを一括議題とします。

これらについては、文教厚生委員会に審査が付託してあります。委員長の報告を求めます。
文教厚生委員長 棚橋敏明君。

○文教厚生委員長（棚橋敏明君） 文教厚生委員長 棚橋敏明でございます。

議題となりました4議案につきまして、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

文教厚生委員会は、12月11日午前9時30分から瑞穂庁舎議員会議室で開催いたしました。6名全員の委員が出席し、執行部から市長、副市長、教育長、教育次長、福祉部長、市民部長及び所管の課長の出席を求め、議案について補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査いたしました議案の順に要点を絞って報告いたします。

まず議案第75号瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例については、放課後児童クラブの利用について、夏季などの長期休業日における朝の延長保育の保育料を定めるものであると、資料を用いて説明を受けました。

質疑に入り、120円と1,600円について整合性がないと思うが説明してほしいとの質疑には、放課後児童クラブは平常時は放課後から18時まで行っている。1,600円は18時から19時までの1時間分の延長保育料の月額である。夏休みなどの長期休業の期間については通常8時30分から始まるが、保護者からは早朝から利用したいとのあるため、開始前の1時間を午前延長保育として設定した。年間を通じて、長期休業期間の午前延長保育を利用すると、年間合計1,400円となるが、1年間を通じて利用される方には、それを年間にならして、1カ月当たり120円とした。なお、一般の長期休業期間のみを利用する方は、その利用する長期休業期間分の保育料をお願いすることになるとの答弁でした。

120円に比べて1,600円が高いのはなぜかとの質疑には、夏季などの長期休業期間の午前延長保育料については、比較的安価に設定をしているとの答弁がありました。

また、夕方の延長保育料1,600円の設定の計算はどの質疑に、1カ月25日の利用として1日65円で計算しているとの答弁があり、続けて、夕方の延長保育料を1日65円にすると朝の延長保育料は幾らになるのか、単価での計算はどうなるのかの質疑には、長期休業期間については、当初はこの期間の延長保育料を朝・夕セットで半額とする料金設定を予定していたが、次世代育成支援対策推進協議会において、延長保育料は午前と午後に分けてほしいとの意見を受けて算定し、期間ごとにそれぞれ設定したため、1日単価としての計算とはしていないとの答弁で

した。

委員からは、文字や図式で説明されても非常にわかりにくい仕組みであり、利用する方のパターンごとに利用保育料の一覧表をつくり、わかりやすく説明してほしい。また、今後、平日を利用する方や長期休業日を利用する方などを分類して一覧表を作成し、わかりやすく市民に説明してほしいなどの要望がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決いたしました。

次に、議案第76号瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、資料により説明があり、出産育児一時金の内訳を変更するものであり、産科医療補償掛金加算分の割合を変更するものであるが、支給額42万円は全く変更していない。この産科医療補償掛金加算とは、平成21年1月より開始され、出産時に伴い脳性麻痺などの障害となった場合に補償し、またそれを予防する制度への掛金として、国内の病院、診療所では、ほとんどのところがこの制度に加入している。この掛金分がプールされて補償が行われているが、制度開始後5年をめぐり制度の内容の検証が行われることになってきたため、今回、多額の剰余金が発生したことなどにより見直しされたものである。なお、自宅での出産、国外での出産やこの制度に加入していない医療機関での出産については、この掛金分は加算されていないなどの説明を受けました。あわせて、これとは別に、国民健康保険法の改正により、市条例での法律の引用条番号の改正を行ったものであるとの説明を受けました。

質疑に入り、自宅での出産による産婆さんは補償されないのかの質疑には、自宅などで出産する際の産婆さんの利用は、その産婆さんが助産所として制度に加入していれば対象となるとの答弁でした。

また、どんな状況だと補償されるのかの質疑には、産婦人科では、医療事故などもあり、裁判で争われる事例が多く、産婦人科の医師のなり手が少なくなってきており、医師の確保や安心して産科医療を受けられる環境整備などのために設けられた制度である。補償される対象は、正常分娩で、出産体重2,000グラム以上かつ在胎週数が33週以上の分娩で、身体障害者の等級が1級、または2級程度となった場合に補償されるのものであり、先天性の障害の場合は除かれる。また、今回の見直しでは、補償された人員が総定数に比べ低く、プールされた掛金の剰余金もあることから、出産体重1,400グラム以上かつ在胎週数32週以上の分娩へと補償される対象の拡大が図られているとの答弁でした。

また、この補償制度を利用されたのは何人くらいいるのかの質疑には、平成21年1月から平成26年10月までの間に全国で1,010人に補償され、そのうち岐阜県では17人である。なお、市町村別の人数は公表されていないとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

次に、議案第80号平成26年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

は、補正予算書により説明があり、退職者医療制度については、年金受給年齢の引き上げにより徐々に減少してくるとの説明を受けました。

質疑に入り、高額療養費が増額となっているが、1人当たりの医療費が高いのかとの質疑には、高額療養費は昨年度比で13.9%伸びている。この原因には複合的な要因があり、1人当たりや1件当たりの医療費、また受診率も伸びているとの答弁でした。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

最後に、議案第81号平成26年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）については、補正予算書にて説明がありました。

この補正は保険料の還付金などの増額であり、保険料の賦課徴収権の時効については、今まで厚生労働省高齢者医療課発出のQアンドAで2年とされて事務処理をしていたが、このたび介護保険制度について判例が出て、2年とされていた保険料の時効の期間期限がなくなった。このため、後期高齢者医療制度もそれに準じたものである。法令改正により、平成27年度からは保険料の時効が2年と明記されるため、平成26年度限りの措置となる。還付の額については、岐阜県後期高齢者医療広域連合が確定し通知をするが、その通知が遅くなるために担当課で試算し、今回の補正で対応したとの説明がありました。

質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

以上で、文教厚生委員会の委員長報告を終わります。平成26年12月19日、文教厚生委員会委員長 棚橋敏明。以上でございます。

○議長（若園五朗君） これより議案第75号瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 8番 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） ただいま文教厚生委員長から報告がございました件の、議案第75号瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例について質問をいたします。

報告の中に、夏季等の長期休業期間の午前延長保育料、これについては比較的安価に設定をしているというお話でございましたが、これは7時半から8時半が午前になる、それから午後には6時から7時ですけれども、別に条件的には何も変わらないと思うんですけれども、午前中はなぜ安価に設定されているのか、ここをまずお聞きしたいと思います。

○議長（若園五朗君） 文教厚生委員長 棚橋敏明君。

○文教厚生委員長（棚橋敏明君） 今の安価になっているかどうかということについては、率直なところ、委員会のほうでは一切質疑もありませんでしたし、報告もございませんでした。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 8番 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） この内容を見てみますと、委員から、午前中は120円だと、午後からは1,600円だということで、おかしいのではないかと質問しておるわけですね。どうですか。

○議長（若園五朗君） 文教厚生委員長 棚橋敏明君。

○文教厚生委員長（棚橋敏明君） 先ほどの委員長報告で報告させていただきましたとおり、いろんなモデルパターンが発生してきておりますので、この部分でも御説明申し上げましたが、委員からは、文字や図式で説明されても非常にわかりにくい仕組みであると。利用する方のパターンごとに利用保育料の一覧表をつくり、わかりやすく説明をしてほしいと。また、今後、平日を利用する方や長期休業日を利用する方などを分類して一覧表を作成し、わかりやすく市民に説明してほしいということで、これを承知の上で、私どもは全会一致で原案のとおり可決いたしました。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 8番 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 放課後児童クラブの保育料は、先般の総括質疑の中でも私が質問しました。できれば委員会の中で十分お話し合いをしてくださいということを行ったつもりですが、そういったことをしなかったということですか。

○議長（若園五朗君） 文教厚生委員長 棚橋敏明君。

○文教厚生委員長（棚橋敏明君） 私たちの委員会の中におきましても、随分時間をかけて行いました。

というのは、補足資料で来ました放課後児童クラブ年間時間イメージ図が非常にわかりにくいといえますか、新しくパターンが加わった部分、特に午前の部分とかありましたもので、全体で払われる方、それからそのときだけ御利用される方とか、さまざま発生する可能性の中において非常にわかりにくいからということで、あくまでも先ほど委員長報告で申しましたとおり、市民の方々に公表される時には、しっかりとわかりやすい文字や図式で説明ができるようにということを経済条件の上で、これを行ってくださいということを委員のほうから要望し、そこら辺を委員長報告でも含ませてもらったつもりでございますし、またこの補足資料で私どもに来ましたイメージ図は、今後、教育委員会でもっとしっかりしたものをつくられることが前提の上で私たちは可決したつもりでございます。今後、このイメージ図もしっかりしたものにするということは、教育委員会からは約束はとりつけております。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 8番 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） もう1点お尋ねしますけれども、開設時間の問題ですね。現在、授業の終了後から6時までやっていますね、通常はね。あとは土曜日とか長期のときも含めてあれ

ですけれども、ある校区においては7時半から6時までやっているんですね、通常。これは、今回の改正の中にどのような影響があるのか。今、例えば牛牧小校区とか南小校区は、開設時間が7時半から午後の6時までになっていますね、この条例といいますか、規則を見てください。そこで保育料は8,000円ですね。今度は午前の延長をやりますね。午前の延長は7時半から8時半となっていますね。牛牧小と南小校区の人たちは月額8,000円ですけれども、今回の改正で120円とかというのはどうなってきますか。

○議長（若園五朗君） 文教厚生委員長 棚橋敏明君。

○文教厚生委員長（棚橋敏明君） 松野藤四郎議員の御質問にお答えいたします。

今回の議案第75号の中での教育委員会との話し合い及び報告とか質疑の中で、一切そういったことは出ませんでしたので、私自身もその部分はわかっておりませんので、中途半端なお答えはできないと思いますので、またしっかりと今後調べたいと思いますが、今現在、その部分はちょっとわかっておりません。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 8番 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 委員会の中でお話をされていないということですけど、放課後児童健全育成事業施行規則の中に書いてあるわけですね。委員会の中では話はされておられませんけれども、非常に重要なことだと思いますので、議長から、執行部のほうからお答えを願いたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（若園五朗君） あくまでも議案の委員長と質問でございますので、その内容については議長から答えられませんので、その後、委員長を通じまして、執行部に対して明快な資料を全員の議員に配付したいと思います。

続いて質問をお願いします。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は

起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第76号瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第80号平成26年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第80号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若園五郎君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第80号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第81号平成26年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若園五郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（若園五郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第81号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若園五郎君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第81号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第71号から日程第14 議案第79号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（若園五郎君） 日程第8、議案第71号瑞穂市指定金融機関の指定についてから日程第14、議案第79号平成26年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）までを一括議題とします。

これらについては、総務委員会に審査が付託してあります。

委員長の報告を求めます。

総務委員長 若井千尋君。

○総務委員長（若井千尋君） 総務委員長 若井千尋です。

議長より発言の許可をいただきましたので、ただいま一括議題となりました7議案につきまして、会議規則第39条の規定により、総務委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

す。

総務委員会は、12月12日の午前9時30分から穂積庁舎議員会議室で開催しました。全委員が出席し、執行部からは市長、副市長、会計管理者及び所管の部課長、また一般会計補正予算のため、当委員会所管以外の教育長、各部長、教育次長、調整監にも出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決をしました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告させていただきます。

初めに、議案第79号平成26年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）を審査しました。

本案について、各常任委員会で所管部分の協議をした結果、意見はありませんでした。

執行部から、補正予算書により本案に対する補足説明を受けた後、多くの質疑、意見が各委員から発言されましたので、要約して報告いたします。

初めに、北方町に建設される特別養護老人ホームナーシングケア北方に対する2市1町の補助金総額は1億1,600万円であり、4割限度額となっているが、国と県の補助金はどのような状況になっているのかとの質疑に対し、当該施設の一部に放課後児童デイサービスが併設されているので、その部分に国の補助金として4,934万5,000円の補助金がある。県補助としては、施設整備補助金2億9,000万円、開設準備補助金6,000万円、2市1町補助金1億1,600万円の合計5億1,534万5,000円で、総事業費の37%となっている。残りの63%は、借入金なり自己資金となっているとの答弁がありました。

また、補助金に関しては、全国では社会福祉法人の内部留保が2兆円ほどあるという問題があるため、補助金団体に対して市の調査を含めた実態はどのようなになっているのかとの質疑には、現在、もとす広域連合管内においてほかにも入所施設の整備計画があり、290人ほどの待機者に対し、合計で200人ほどの対応を可能とした施設整備の計画を立てている状況である。ほかの施設の建設に関しては補助金は存在しないが、当市が支出している補助団体への調査については、決算内容等を厳重にチェックし、的確に指導を行っていきたいとの答弁がありました。

次に、総合センター内の福祉センター改修事業において、前回同様、工事費4,400万円が計上されていて、建築物の問題も大切であるが、ソフト面への取り組みは最も重要視すべき問題であると考えますがどうかとの質疑には、平成27年度4月より生活困窮者自立支援制度が始まり、今後における福祉業務の広がり観点から、施設については生活困窮者自立支援のためのスペースや、福祉の自助団体、ボランティア団体の打ち合わせの場として機能できるような部屋等の改修を計画している。全国的には、高齢者や障害者を中心とした方々、特に高齢者に対しての拠点づくりも必要であるとのことから、地域で見守る地域包括ケアシステムに取り組むのが大きな流れとなっている。また、介護保険、老人福祉に関しての福祉事業も市町村に移譲され、地域での見守り、支え合いについての考えを再構築しなければならない時期に来ているが、当

市ではこのような拠点づくりがおこなわれているのが現状である。その中で、生活支援サービス、介護予防事業充実を図るためには、老人クラブやボランティア団体、自治会、NPOの活動も不可欠であり、重要視しなければならないと考えているとの答弁がありました。

本田第2保育所整備計画に関する質疑では、保育所の隣に駐車場を借りていることになっているが、駐車場の整備等の状況については農業委員会に申請はしてあるのか。また、地主からは、全部の土地を借りるのか教えてほしいとの質疑に、現在、建築事務所に開発許可の関係で申請中であり、事前審査と本審査の許可を得てから農業委員会へ申請するため、今は申請を行っていないが、今後早急に申請するよう進めていきたい。地主の方には、1,035平方メートル分貸していただけることになっているとの答弁がありました。

ほずみ幼稚園の西側の土地を購入すると聞いているが、進捗状況についてはどうなっているのかとの質疑に、西側の土地の地権者からは土地を売りたいとの話を聞いているので、開発許可の関係で手続を進め、農業委員会にも詳細について事前に報告をしていきたいとの答弁がありました。

福祉センターの改修工事に伴い、入札制度のあり方を含め、最低入札制度についての変更等をどのように考えているのかとの質疑に、低入札価格の制度に関し、当市は建物、土木工事について、2,000万円以上のものについて実施をしている。50%未満は失格、50%から75%は調査することになっているが、今回のような委託については、周辺市町村では1市のみが導入している状況である。今後は、周辺の状況を見きわめながら進めていきたいと考えている。今回のような委託の場合は、当市では設計業務と監理業務は別々に発注している。監理業務については、設計をした業者も含めて入札執行を実施している。ほかのほとんどの市町村が当市と同じ方式で進めているようであるとの答弁がありました。

また、総合センターの改修は、教育委員会の生涯学習施設維持管理計画では平成27年度であるが、福祉制度改正のため、1年前から進めてきた当市の福祉行政を充実させていくためには、施設全体的な改修を視野に入れて行うべきであり、予算執行に当たっては慎重かつ適正に執行すべきであるとの意見がありました。

教育委員会、福祉部の移設について断念したことは、二転三転することであり、思いつき提案と言われても仕方がないのではとの質疑に、事務方にいろいろなことがあったことはおわびをしているところであるので、何とか3月いっぱいにはできるようお願いをしたいと思います。諸般の事情により、工期的には繰越明許も考えている。事務上の進め方については、過去のことを出してももとの戻らないので、どうか御理解をいただきたいとの答弁がありました。

その後、本議案については、より慎重に審査を行う時間が必要であるとのことから、12月16日に委員会を開催し、再審査することを決め、その他の議案について審査を行うこととなりました。

次に、議案第71号瑞穂市指定金融機関の指定についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、次のような質疑がありました。

今回、指定金融機関を大垣共立銀行に指定したメリットは何かとの質疑に対し、大垣共立銀行は現在まで指定をしている状況であり、指定金業務にかかわる職員の派遣費用や支払手数料の負担がないこと、またサービスの維持等を加味し、総合的に判断して指定をしたとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、次のような質疑がありました。

自治労連の資料によると、中堅層で平均2%、約7,000円、高齢者については最大5級で3%、約1万2,000円、6級で4%、1万7,000円減額になることが掲載されている。実際、毎月これだけ減額になると退職手当に影響してくる。給与の0.3%や勤勉手当の0.15カ月を上げたところで、消費税は上がり、物価上昇もあることから、実質は賃下げになっていると考え、当市においても全体的にマイナスになると思うがどうかとの質疑に、27年度4月の改正は2%下げて、それを補完する形で地域手当を加算するが、退職手当には地域手当は含まれないため、退職時には給与月額に退職の理由に応じた支給率の退職手当が支払われる。また、調整月額というものがあり、給与の等級別に応じて、多いところから6カ月を対象とする制度があるため、一概に全てに影響があるわけではないとの答弁がありました。

これらの質疑の後、討論に入り、今回の人事院勧告については、公務員の賃金を全体の2%抑制するという方針であり、一方では上げて他方では下げるといったやり方であり、これを認めるわけにはいかない。また、その結果、地域の民間労働者への賃金にも波及をして、さらに厳しい格差社会を招く懸念があるため、絶対に認めるわけにはいかないと反対討論がありました。

その後、賛成討論はなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号瑞穂市情報公開条例及び瑞穂市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号瑞穂市行政手続条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、次のような質疑がありました。

行政不服審査法の中で、行政不服という取り消し処分を市民が行った場合、行政はどのように対応するのか、第三者機関等を利用するのかとの質疑に、現在は行政が対応することになる

が、第三者機関の導入については、法施行後の2年以内に整備することになっているため、まだ決められていないのが現状である。しかし、今後については積極的に検討しなければならないと考えているとの答弁がありました。

この質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号瑞穂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、次のような質疑がありました。

消防団員の報酬について、近隣市町の状況を見て改正するとあるが、その根拠となるものは何かとの質疑に、報酬審議会において消防団員の報酬が高いとの指摘があり、検討した結果、他市町の状況を踏まえながら調整したものであるとの答弁がありました。

また、団員を地域で確保するのは難しいことであり、大変なことなので、ぜひ配慮してほしいとの意見があり、消防団員の活動に関しては、できる限り短時間で効率よく行えるようにしたい。また、地域の方に親しまれる消防団員となるよう努めていきたいとの答弁がありました。

これらの質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第78号瑞穂市水防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑、討論なく、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決されました。

議事の都合により、16日に再開することを決定し、12日の委員会審査を終了いたしました。

12月16日、本会議終了後、委員会を開き、議案第79号平成26年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）について再審査をしました。

再度質疑から始めましたが、質疑なく、総合センターの改修については、福祉センターは重要な位置であると思うが、しかし、先日の総務委員会での市長の答弁では、教育委員会の移設を断念することに対して事務方にいろいろなことがあったが、おわびを申し上げるところであるとあった。また、本年1月の臨時議会に同様のことを審査したが、その時間は何であったのか。反省の言葉をいただきたいとの意見に対して、市長からは、まことに申しわけなく思うところであり、市民第一なので、ぜひ御理解をいただきたいとの答弁をいただいている。今までの経緯を踏まえ、議員としてしかるべき態度を示したいとの意見がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

その後、この議案に関して、この事業を進めるに当たり、議会への十分な説明を求めたい旨の意見があり、次のような附帯決議書が提出されました。

総合センター内における福祉センター改修のため、設計監理委託料176万円及び改修工事費4,400万円が計上されている。これは、平成27年度から生活困窮者自立支援制度を導入するこ

となど、国の福祉制度改正への対応として全国の自治体で準備が進められている中、本市においても組織を改編するため、事前に施設を改修するものであるが、総合センターの施設改修については、本年第1回の臨時会にて補正予算に関する附帯決議を議決しており、事業を進めるに当たり、関係機関との調整や議会に対して十分な説明がなされ、機構改革の全体像を明らかにした上で予算を求めていた。しかし、附帯決議以降、慎重に協議する時間があったにもかかわらず、この時期になってからの提案であることや、さらに第2回臨時会の際には、この事業に伴う入札制度のあり方を含め、仕様書の目標金額に関する1,000万円の設定に関して、最低制限の問題などを協議したにもかかわらず前回と同様に計上していることや、仕様書の内容を確認せず決裁印を押したことなど、事務手続上の問題が解決していない。今回の改修は、生活困窮者自立支援制度の導入等、福祉制度改正のため進めてきたとのことであるが、本市の福祉行政を充実させていくためには、生涯学習施設維持管理計画を考慮した施設全体の改修計画を視野に入れて行うべきであると考え、福祉部の充実と社会福祉協議会での対応だけでなく、官民協働による地域包括支援にも対応ができるよう、箱物ありきでないよう進めていただき、高額な予算の執行に当たっては、議会に対して十分な説明を行い、慎重な予算執行を求める。

この附帯決議について、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

以上で、総務委員会の委員長報告を終わります。平成26年12月19日、総務委員会委員長 若井千尋。

○議長（若園五朗君） 議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時22分

○議長（若園五朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第71号瑞穂市指定金融機関の指定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第72号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（若園五朗君） 3番 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

私は、本案に反対の立場で討論を行いたいと思います。

一般会計のほか、下水道、それから水道事業会計の補正予算に賛成をしながら職員の給与に関する条例に反対するのは、一見すると論理的な矛盾というふうになります。それは非常に悩ましいところでありまして、どういうことかといいますと、執行部の提案の仕方が、12月支給、4月遡及する分と、それから来年の4月1日から実施をする給与の総合的見直しとがセットで、もっと言うと、議員の期末手当、それから常勤特別職の手当も全部同時に提案をされているということで、非常に判断が難しかったわけでありましてけれども、12月議会の補正予算については0.3%の引き上げ、それから0.15の勤勉手当の引き上げ、さらには1級の初任給を2,000円上げるというふうなことが予算に計上をされております。だから、その部分については賛成なんですけれども、4月1日以降実施をされてくる給与制度の総合的な見直しというものは、給料表を2%平均で下げる。そのほか、世代間給与の配分の見直しということで、3級以降なんですけれども、最大で4%の給料を引き下げるという内容になっております。

それで、先ほどの委員長報告の中でも少しありましたけれども、地域手当を幾ら手当としてつけても、それが退職金にはね返るわけではありません。記憶によると、2年ほど前に国家公務員の退職手当が400万円ほど切り下げられました。ですから、7年ぶりの人勧の多少の改善の勧告ということでありましてけれども、全体からすればまだまだ公務員の賃金は非常に厳しい

状況に置かれておりますし、もっと言うと、公務員の給料の動きを見ながら民間の労働者の賃金を決めていく。これは一貫して昔から言ってまいりましたけれども、公務員を見てみると。公務員でさえあれだけ厳しい引き下げをやられているんだから、民間、ましてや中小の我々は上げられるわけじゃないかということで、賃下げの競争になってしまう。官民の競争になってしまう。そして、総じて労働者の賃金が抑制をされることによって、内需を、非常に足を引っ張って、財布のひもがかたくなってくる、こういうふうな状況になってくるわけでありませう。

今申し上げましたように、公務員賃金の動向というものは、民間の労働者へ大変な影響を及ぼしてくる。今のこういう状況ですから、自民党の圧勝によって、さらに安倍首相が公務員の賃金を総抑制してくるといえることが考えられます。

そういう中であっては、きちんと公務を、国民に対して、あるいは住民に対して丁寧にサービスができるような身分の保障というものをきちっとしていく必要があるだろうというふうに思いますので、簡単ですけれども、公務員給与の引き下げということについては反対をせざるを得ない。ちょっとねじれの部分については、先ほど申し上げた提案の問題を含めて悩めるどころでありますけれども、そういう結論をとった次第であります。

○議長（若園五朗君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 次に、反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 2番 くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 議席番号2番、改革のくまがいさちこです。

私は、議案第72号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

現在、瑞穂市の職員及び特別職の給与に関しましての実態は、職員と常勤の特別職、市長、副市長、教育長については、国家公務員の平均に比べて、ラスパイレスといいますが、ほぼ普通ですね、平均に近くなっております。しかし、議員は全国でも県内でも最低ランクです。

この一部を改正する条例は、概要としてはアップするわけですが、しかし、私はこの議案が提案されたときは、迷いながらも賛成のつもりでした。しかし、12月議会中、きょうが最終日ですが、もう賛成する気はうせました。理由を申し上げます。

行政側も議会側も、市民から税金をいただく身として、預かり、市民にかわって仕事をするわけですね、議員も行政側も。しかし、このような状態でいいんだろうかと。きのうの議会運営委員会で、きょう、後で出てきますが、百条の採決もしないと。ここの決定に至るまでずっと見てきまして、本当にこれはもう給料を、いささか、私は議員の立場ですので、上げてい

ただくようなことは到底言えないと、議会の一員として思いました。

まとめて言いますと、行政側の相次ぐ事務上のミス、瑕疵といいますが、そして議会側の余りにも一方的な行政への攻め、このドラマを3月から10カ月に及んで延々とやっているわけですね、瑞穂市議会。私たちはお互いに、市民、赤ちゃんからお年寄りまで全員にかわって税金を預かりながら仕事をしなければならない立場なわけですから、このような現状で、私はおおむね上げるということは賛成しかねると。この議会の最初に賛成してもいいなと思ったのと、もう逆転いたしました。

きょうの段階で、私は、以上のような理由で、市民の皆様に対して、とても上げることはできないと議会の一員として思いましたので、ここに反対を表明いたします。以上です。

○議長（若園五郎君） ほかに意見ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五郎君） 反対討論、8番 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 民主党の松野、8番でございますけれども、今の給与の関係ですけれども、一般の会社といいますが、企業に勤めている方は、組合があつて賃上げ闘争をやってきて給料を上げているんですけれども、公務員の方は人事院勧告等に沿って賃金の上げ下げを決めるわけですけれども、今回、国の政策においても賃上げをしようとしておるわけですね。そして、皆さんの生活を安定させたいという中で、今回のこの議案については、最終的には地方自治体の職員の給料が下がるということになるわけです。ですから、これは国の政策に反しての議案だというふうに解釈しますので、反対の意見といたします。

○議長（若園五郎君） ほかに意見はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五郎君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第73号瑞穂市情報公開条例及び瑞穂市個人情報保護条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第74号瑞穂市行政手続条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第77号瑞穂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 8番 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 議席番号8番 松野でございます。

議案第77号、消防団員の関係の件でございますけれども、ここの内容を見ても、報酬審議会でこういう話がありましたということになっておりますけれども、私の記憶によりますと、3年か4年前に非常勤等の報酬の見直しというものがあったと思いますけれども、それ以降、報酬審議会で改正されて今回こういうふうに出てきたのか、3年か4年前に改正をされておったのが今日出てきたのか、まずそこから聞きたいと思っておりますけれども。

○議長（若園五朗君） 総務委員長 若井千尋君。

○総務委員長（若井千尋君） 総務委員長 若井千尋です。

今、松野議員の御質問にお答えします。

今おっしゃったとおり、報酬審議会におきましては、平成21年、22年ごろの報酬審議会が出てきた案件でございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 8番 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） そこでお尋ねしますけれども、今回の議案は、これは年額ですけれども、団長さんが14万3,000円から12万円、副団長が11万9,000円から10万円、分団長は7万2,000円から7万円、副分団長は6万4,000円から6万円、部長が5万6,000円から5万円、団員はそのままですけれども3万6,000円というふうになっております。また、火災の場合の手当でございますけれども、これは年間6,000円が1回につき2,500円というふうになっております。

消防団員の募集をする場合、行政側は、各自治会にお願いをして、その自治会の役員の方、あるいは自治会員の方は大変苦勞して団員さんを募っておるわけですね。その中での減額ということ。ましてや、ある自治会等においては、やはり手当等が少ない。御無理を言って消防団員になっていただいているという関係で、自治会からもある程度の手当が出ているという状況の中において、審議会の中で他市町より報酬が高いと言われておりますけれども、それは各自治体の状況によって私は報酬等を決めればよいというふうに思うわけですね。

委員会の中で報酬の減額についてどのようなやりとりがあったか、お答えを願いたいと思います。

○議長（若園五朗君） 総務委員長 若井千尋君。

○総務委員長（若井千尋君） 総務委員長 若井千尋です。

松野議員からの御質問にお答えさせていただきます。

先ほどの委員長報告でも御報告させていただいたとおりでございます。

総務委員会としましても、本当に御指摘していただいたとおり、自治会の皆さんに消防団の方を募っていただくことが非常に大変であること、また当市においてそれだけの判断ができるという御質問も出ました。

しかし、今、報酬審議会というのは、消防団員のことだけではないことでございます。御承知のとおり、特別職も含めて、いろんなことで三、四年前に見直された、いろいろ御意見が出てきたことを踏まえて、やはり近隣他市町と比較したときに、当市の今の団長を初め副団長等の報酬が際立って高いということ。先ほどお話にも出ましたけれども、これはボランティア精神が一番のことかというふうに思いますということで、いろいろ状況は判断させていただきましたけれども、一番は他市町との整合性というか、そこが一番議論になったところでございます。以上でございます。

○議長（若園五朗君） ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第77号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第78号瑞穂市水防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第78号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第78号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第79号平成26年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）について、委員長の報告は原案及び別紙附帯決議を可決するものでございます。したがって、まず原案について委員長報告に対する質疑、討論、採決を行い、原案が可決されましたら、附帯決議案についての質疑、討論を行います。

これより議案第79号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 1番 堀武君。

○1番（堀 武君） 堀武、委員長に少しお聞きしたいと思います。

金額的なことではないんですけども、10ページに書かれているように、今回のような委託の場合、当市では設計業務と監理業務は別々に発注していると。監理業務については、設計をした業者も含めて入札を実施していると。他のほとんどの市町村が当市と同じ方式を採用していると。

私は、この件に関して行政側に答弁を求めておったんですけど、委員会では、この設計業務と監理業務はなぜ別々にしてやっているのかということを経営委員会のほうで質問されたのか。もし質問されて、行政側はこれに関して、なぜこれを別々にしているのかという明確な答弁があったならば、委員長のほうにお聞きしたいと思っております。

○議長（若園五朗君） 総務委員長 若井千尋君。

○総務委員長（若井千尋君） 総務委員長 若井千尋です。

今、堀議員からの御質問ですけれども、ちょっと私、十分な記憶がないというのが率直な意見です。また、しっかり調べて御報告したいというふうに思います。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 1番 堀武君。

○1番（堀 武君） そのとおりで、本当に調べてほしい。

というのは、設計業務と監理業務を別々にしながら、監理のときには設計業者も入札に入れておるといふ。ただし、そのときに設計業者が落としたならば、設計業務と監理業務を別々にする意味がない。ただ、私が質問したときには、監理業務に関して別々にすることの入札の公平性がないような言い方をされていたものですから、委員会においてそのようなことの的確な答えが委員会であったのかと思っております。他のほとんどの市町村が当市と同じ方式で進めているようであるとあるんですけれども、他の市町がやっておれば矛盾点も全然気にせずにやるのか、そのようなことでいいのかということをも痛切に感じるものですから言っているんですよ、行政側に。だから、よそがやっていればうちもやる。その深さ、反省がない、行政側に。

だから、今回の問題でもそうですけれども、1,000万の工事仕様の件でもそうですし、矛盾点全部出てきているの。だから、そういう意味で質問をしたわけです。

委員長に再度登壇願うつもりはないものですから、委員長、あれば言ってくださいよ。その辺のことで行政側に的確な答えを出していただきたい。

委員長、その辺のことで、答弁があればしていただければ結構です。

○議長（若園五朗君） 総務委員長 若井千尋君。

○総務委員長（若井千尋君） 総務委員長 若井千尋です。

まず堀議員がおっしゃった、委員会の中で議論があったかというのは、私の記憶の間違いで、あったことは事実でございます。その内容に関しては、しっかりお答えしなければいけないと思いますけど、いずれにしましても、そういったことも含めて、今回、79号の中に入っております議案に関して、総務委員会としまして、初日では議論が尽くせなかったものですから、2日目も議論させていただきました。その中において、報告させていただいたとおり附帯決議というのが出て、再審査させていただいたということも中にも入っておりますので、またその中身を御精査していただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（若園五朗君） ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第79号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方

は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第79号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、附帯決議案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず附帯決議案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから附帯決議案を採決します。

附帯決議案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、附帯決議案は委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時12分

○議長（若園五朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15 市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員会の最終報告の件について（委員長報告）

○議長（若園五朗君） 日程第15、市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員会の最終報告の件を議題にします。

本案についての委員長報告を求めます。

市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員長 小川勝範君。

○市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員長（小川勝範君） 調査特別委員長 小川勝範でございます。

ただいま議長に了解をいただきましたので、ただいまから市道路線の認定、十七条字上街道

町地内に関する特別調査報告をいたします。

なお、報告については、私、体がちょっと不調でございますので、庄田副委員長から報告させます。

○議長（若園五朗君） 認めます。

調査特別委員会副委員長 庄田昭人君。

○市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別副委員長（庄田昭人君） 調査特別副委員長 庄田昭人です。

議長のお許しをいただき、また委員長にかわりまして、市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員会調査報告書を報告、説明させていただきます。

平成26年12月19日、瑞穂市議会。報告いたします。

それでは1ページ目、最初は目次でございます。目次については1から14まで、また各項目を上げて説明をさせていただいております。また、下のほうにおいては、別紙資料編ということでありまして、証人、参考人、質疑、答弁、資料1から5をつけさせていただいております。それでは、説明、朗読をさせていただきます。

1. 調査の趣旨。本調査報告書16ページの起案文書により報告をさせていただきます。

平成18年作成の瑞穂市道路編入基準を検討することとなり、7月2日、瑞穂市道路編入及び帰属認定について、市長出席のもと、都市開発課、都市管理課で協議を行い、開発基準を満たしている道路について寄附採納を受け付けるということになりました。また、このたびの申請においては、7月19日付で道路計画変更案を提出され、その道路が開発基準を満たしているものとみなし、要綱作成前ではありますが、寄附採納を受けるよう進めてよろしいかという起案文書（一部抜粋）でございます。このことは、無指定地域で開発される新設道路であるので、編入基準を守らなければならない。市長みずから基準を守らない行為は、開発に伴い市道認定されることの商いの中で優位であることは熟知していることから、親族会社のために基準の変更前に寄附採納を受け付けられるよう行ったことは不正行為であり、便宜供与に当たるものであると考え、百条委員会にて市道認定に係る疑惑や十七条字上街道町地内に関する実態を調査・究明するためのものであります。これは第1回委員会にて説明をされた文章でございます。

次のページ、2ページでございます。

2. 調査特別委員会設置について。

調査特別委員会設置議案、市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査決議。地方自治法第100条第1項の規定により、次のとおり路線番号9-1265線の市道認定、十七条字上街道町地内に係る調査を行うものとする。

このことについては少し要約をさせていただきますので、項目だけ読ませさせていただきます。

1. 調査事項、2. 特別委員会の設置、3. 調査権限、4. 調査期限、5. 調査経費をさせ

ていただきました。

3 ページ目では、調査特別委員会運営要領。

委員会を運営するに当たり、下記の運営要領を作成し、協議・調整され、平成26年4月11日の委員会により承認された。

市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員会運営要領。

1. 調査事項、2. 委員会に委任された権限、3. 調査期限、4. 調査経費、5. 委員会の開催場所、6. 委員会の基本的な運営、次のページに行きまして、7. 委員会等の開催日程等、8. 記録及び資料の提出、9. 証人の出頭、10. 証人の尋問。5 ページ目では、11. 弁護士について、12. 委員会における傍聴人の撮影及び録音について、13. その他でございます。

最後に、そのページの6 ページ目でございますが、別といたしまして、瑞穂市及び瑞穂市職員などに記録提出請求及び証人出頭要求をする際、送致方法についてということをお願いいたします。

7 ページ目には、市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員会委員名簿を記載させていただいております。小川勝範委員長、私、副委員長 庄田昭人、星川睦枝委員、藤橋礼治委員、松野藤四郎委員、くまがいさちこ委員、広瀬時男委員、若園五朗委員、広瀬武雄委員、清水治委員、若井千尋委員でございます。

続きまして、8 ページ、9 ページでは地方自治法第100条を抜粋させていただいております。これは8、9でございます。

続きまして、10ページでは、3. 市道編入基準による伺いの起案文書でございます。このことについては、起案、平成25年6月7日に起案をされた文書、決裁が平成25年6月18日。後ほどの調査の中でもこの起案文書の日に出てきますので、ここについてであります。平成25年6月18日決裁というふうに出てきます。

この文書に関しては、伺い、宅地開発道路について。標記の件について、別紙のように寄附の基準に沿った意見をつけてよろしいか。申請者、瑞穂市田之上240-3、有限会社サーンホームでございます。

その起案文書についていた添付資料1、道路について、先ほどの起案についての伺いの文書でありますので、ここについては職員からの答えに対する伺いの文書でございます。

サーンホームの宅地開発による道路計画について。

十七条地内に宅地開発計画した計画道路の寄附を予定しているとのこと。計画地域は都市計画区域外のため、都市計画法の開発には当たらない。そのため、市が寄附により道路管理を引き継ぐには、さきの経緯を踏まえ、以下のような基準を満たしたものでなければならない。幅員が6メートル以上の道路であること、通り抜け道路であること、袋路状道路については、開発基準を満たす転回広場を設ける場合はその限りでない。道路が平面交差、または接続する場

合、隅切り2メートル掛ける2メートル以上設けること等。

上記により、これは今問題になっているほうを道路Aとしております。道路Aについては、通り抜け道路でないことを鑑みて、市が管理引き継ぐ基準にはないと思われる。転回広場については、開発基準では延長55メートル以上の道路に関して転回広場を設けることとなっているが、この道路は、延長約33メートルによりこれに該当しない。ここが問題の道路でございます。

下には道路Bということですが、このことについては問題がないというところで省かせていただきます。

この起案書は、市長が確認しないで決裁印を押したと述べたものでございます。その後、6月26日については、起案文書の下欄には、サーンホームの調査士さんのほうに電話で伝えると記入がされております。

12ページでございます。

添付資料2、市道編入基準。今回の問題になった基準が添付されておりました。

瑞穂市市道編入基準。ここで問題になっているのは、第2条(3)、通り抜け道路であること、袋路状道路については、原則、市は管理しない。ただし、開発基準を満たす転回広場を設ける場合についてはこの限りではない、この一文でございました。

また、添付資料3としまして、県の基準の転回広場についての図が13ページでございます。

14ページについては、添付資料4、その問題となっている宅地地図も添付をされておりました。道路計画地A、計画地Bというふうに分かれたものでございます。

添付資料5といたしまして、十七条字上街道町地内の計画図面も道路Aということで記されております。

16ページ、4. 調査の目的となった起案文書でございます。

起案、平成25年7月25日、用途地域の無指定地域で開発される新設道路の寄附採納について伺いということであります。

標記の件について、6月18日付決裁の文書にて意見をつけて申請者に回答いたしましたところ、平成18年作成の瑞穂市道編入基準を検討することとなり、7月2日、瑞穂市道路編入及び帰属認定について、市長出席のもと、都市開発課、都市管理課で協議を行い、開発基準を満たしている道路（幅員6メートル以上、道路終点が筆界まで達していること等）については、寄附採納を受け付けるということになりました。

つきましては、このような案件に対応できるよう協議した内容により、瑞穂市道路認定要綱を作成し、統一した基準で道路帰属事務を行っていくこととなりました。

このたびの申請においては、7月19日付で道路計画変更案を提出され、その道路が開発基準を満たしているものとみなし、要綱作成前ではありますが、寄附採納を受け付けるよう進めてよろしいかということでございます。

申請者、瑞穂市、田之上240-3、有限会社サーンホームとなっております。

そこについていた添付資料としましては、計画図面、変更図面であります。

さらに、添付資料としましては、瑞穂市道路認定要綱（案）ということで示されたのが18、19に添付しております。

5. 調査特別委員会、当初の問題点の確認を20ページにつけさせていただきました。

調査事項1. 市道路線の認定について。2. 十七条字上街道町地内に関する調査。

議案第31号市道路線の認定及び廃止について、宅地開発に係る認定路線の調査。

資料1について、報告書、本報告書の10、11ページの起案文書でございます。用途地域の無指定地域で開発される新設道路の寄附採納について伺い。

1. 用途地域の無指定地域、このことは、都市計画区域外のエリアを示したところの農用地・農業振興地域の農業用地区域で、農振除外（農地白地）とされている地域である。ここにおいて開発される新設道路の寄附採納について、寄附採納を受けるためには、瑞穂市市道編入基準が重要である。

2. 瑞穂市市道編入基準により6月18日付決裁の文書にて意見をつけて申請者に回答いたしましたところ、平成17年作成（18年が誤り）瑞穂市道路編入基準を検討することとなり、7月2日、瑞穂市道編入及び帰属認定について、市長出席のもと、都市開発課、都市管理課で協議を行い、開発基準を満たしている道路（幅員6メートル以上、道路終点が筆界まで達している等）について寄附採納を受け付けるということとなりました。

本報告書16ページの起案文書についてでございます。

問題点、瑞穂市市道路編入基準の第2条第3項に「通り抜け道路であること。袋路状道路については、原則、市は管理しない」とあり、市が管理を引き継ぐ基準にはない道路であることを申請者に回答した。その後、7月2日には、この瑞穂市道編入及び帰属認定について、市長出席のもと、都市管理課、都市開発課で協議を行い、開発基準を満たしている道路として寄附採納を受け付けることになったのは、「通り抜け道路でなく、袋路状道路である道路は、原則、市は管理しない」との基準であるが、市長の指示により寄附採納を受け付けることにした。

3. つきましては、このような案件に対応できるよう協議した内容により、瑞穂市道認定要綱（案）（4の18、19ページの別紙の資料）を作成し、統一した基準で道路帰属事務を行っていくこととなりました。

4. このたびの申請においては、7月19日付で道路計画変更案を提出され、その道路が開発基準を満たしているものとみなし、要綱作成前ではありますが、寄附採納を受けるよう進めてよろしいかと伺っている。

道路計画変更案を提出されたことにより、この道路が開発基準を満たしているものとしてしまうことがいかなることかという問題点で当初ありました。

その後、22ページ、争点整理することにより、この問題点を解決するという事に委員会の
中で決定し、22ページのように、6. 争点整理による調査事項。

争点第1、市長の市道認定基準への介入の有無。

1. 市道認定できないと判断した平成25年6月18日付決裁書類作成の経緯につき、従来の運用
基準、基準の理由、申請当時の当該道路の状況等を確認する。これにより、平成25年6月18
日当時の当該道路と基準の関係を明らかにする。

2. 平成25年7月2日開催の会議の経緯につき、この日に会議が招集された理由やその会議
の参加者、市長はいたか。いたとすればその理由、これまでに問題点を把握していたか、その
問題点とは何か。当日、どのような議論がされたかを確認する。特に運用基準を変更した経緯
として、今までの基準がどのような不都合であったのか。変更された要綱案となった理由、そ
のような変更が必要であった理由などの検討経過を明らかにする。

争点第2、要綱採用前に、単なる案を理由に市道認定すると表明したか。要綱案は、公布さ
れて要綱になって初めて基準となる。しかし、本件では、単なる案の状況で市道認定できると
表明した疑いがある。そこで、案の法的性格や、一旦6月18日にできない回答をしたものを覆
したのはなぜかや、再申請があったのか、どうしてあったのか、回答を翌年2月まで待てな
かった理由を確認する。

争点第3、市長の行為が介入したとして、これが利益、または便宜の供与となるのか。市道
として寄附されると、寄附した側にどのような利益はあるのか。市道と私道の管理の費用や手
間の比較、不動産業者ではどうか。土地購入者ではどうか。また、関連事実として、市長と当
該業者との関係、人間関係、金銭関係などを争点といたしました。

それでは、23ページ、7. 調査事項を報告させていただきます。

争点第1、市長の市道認定基準への介入の有無。

1. 市道認定できないと判断した平成25年6月18日付決裁書作成の経緯につき、従来の運用
基準、基準の理由、申請当時の当該道路の状況等を確認する。これにより、平成25年6月18日
当時の当該道路と基準の関係を明らかにする。

事実の流れ。有限会社サーンホームの行った十七条字上街道町地内の土地の市道とするため
の寄附採納につき、寄附を受けられないとする平成25年6月18日付決裁書が作成され、その旨、
有限会社サーンホームに回答がなされたので調査した。

1. 事実の確認。

(1)平成25年6月18日時点で瑞穂市市道編入基準は存在したか。また、いつごろできたか
について確認をしました。

①多くの職員が、瑞穂市市道編入基準は平成25年6月18日時点で存在したこと。また、平成
17年ころであると述べる。職員が殊さら虚偽の答弁を行う理由は全くなく、信用性は高い。

②平成26年3月11日開催の産業建設委員会において、奥田副市長は、合併協議会で町道の寄附採納の基準が道路幅等で異なることから、これを調整することとされていたが、行政指導の範疇であるので合併協議会では議論されず、事務方に委任され、必然発生的に事務方において内規として基準を作成し、その作成された基準がパソコン上の共有フォルダーに存在したと思われると述べている。

この点、当委員会では、奥田副市長は「あくまで職員の手持ち資料であり、誰にも相談もしたこともなく、ましてや上司にも見せたものでもない。作成中のものであり、自分自身もそれは判断には使っていなかったという証言もある」と言い、「作成者は引き継ぎをしておらず、事務を引き継いだ担当者が実際に困ってパソコンの共有フォルダーを探していたところ、瑞穂市市道編入基準を見つけて、それをあたかも正しいものと錯覚して引っ張り出して、自分の事務フォルダに入れた」と述べている。しかし、同時に「行政判断の物差しとする限りは、基準であっても、内部の中で意思疎通をすとか、内部決裁をするなどの手続が必要。職員が手書きのものを見ながらパソコンで勤務時間中にパソコンの中につくったのは公文書としての意味合いを持つが、効力をなすためには一定の手続をとることが文書規程に決めてある」と述べており、各答弁からは、存在や運用自体を否定しているのではなく、効力ある公文書としての位置づけ及びこれを用いた行政行為の有効性に対する疑義を述べていると解される。

なお、岐阜県の基準に沿って判断していたと答弁する部分もあるが、そもそも岐阜県の基準を瑞穂市の基準として運用していた具体的経過も述べず、実際の運用例も提示しておらず、自身の答弁とも矛盾しているため、この答弁は採用できない。

③豊田前副市長は、「副市長になってから事前協議という問題に関与したので、担当課のほうに基準があるのかどうかということを探ねたところ、4行か5行の簡条書きのものが私の手元に届いた」と述べ、職員が市道認定のための事前協議に際し、事務方の考え方の基準を有していたことがわかる。

④瑞穂市市道編入基準が平成25年6月18日時点での決裁書案に添付されている。当委員会の委員の意見の中でも、賛成意見として、この6月18日時点で市道編入基準がいつできたかという争点の話になれば、ここの担当課長、また部長が答えているのが、この平成17年ごろであったというふうに記憶しているのであるから、瑞穂市が合併した後の平成17年ごろであると認められるということで進めていけばいいという意見。職員の回答を直接聞き、多くの職員がこの基準について理解をしており、自分たちの事務の基準として理解をしていることが理解できた。部長を初め、多くの職員がそのようなことを言っているので、存在したと理解すると意見があった。また、多くの職員が瑞穂市市道編入基準の存在を認めているのに、なぜ市長やほかの部長が知らないのかのほうに疑問であるとの意見があった。

⑥反対意見としては、公文書というのは、何年何月何日に起案し、何年何月何日に決裁がお

りて、何年何月何日から施行するという形式で作成される文書であることを前提に、何人職員が「基準であると思います」と答えようが、瑞穂市市道編入基準は起案もしていなければ、決裁もされていないものを基準ですということ自体、瑞穂市の行政事務がおかしいのであり、職員はそんなにいいかげんな基準で行政事務をやっていたことなり、このようなずさんな行政事務をやっていたこと自体が瑕疵であるとの意見があった。これは、基準自体の存在や運用を否定するものではなく、公文書性及び適用行為への疑義を表明するものであると思料される。

さらに、産業建設委員会の議論を前提にして、もともと瑞穂市には市道の寄附採納には基準がなかったため、基準をつくることが課題であったところ、この課題に対応して私案をつくった職員は長期休暇中である。平成25年6月18日決裁書を作成した職員が、この私案を用いて寄附採納受けなかったのであり、瑞穂市市道編入基準は全くの私案であるので、市長が知らなくて当然であるとの意見も述べている。しかし、平成26年3月11日開催の産業建設委員会において、担当課長は、要綱を制定するのが年度当初からの課題とは述べているが、もともとは瑞穂市には市道の寄附採納には基準がなかったという発言ではない。

また、私案をつくったと発言されたとされる長期休暇中の職員も、全く新規にパソコンにより基準を作成したものではなく、手書きの存在した基準を文字入力したとも述べられており、奥田副市長も全くの私案であって、その存在や運用自体がなかったと否定しているのではなく、効力ある公文書としての位置づけ及びこれを用いた行政行為の有効性に対する疑義を述べていると解される。そこで、この反対意見は、奥田副市長の発言内容を誤解した上のものであると思料される。

⑦堀市長の「職員個人の私案、要するに、コンピューターの中にあったもの」という答弁に対して、これが直接聞いたわけではなく、奥田副市長らの発言等を前提としており、奥田副市長答弁に対する確認と同様となる。

⑧上記のとおり、職員、豊田前副市長の答弁、奥田副市長の産業建設委員会及び当委員会での発言でも、基準自体の存在と運用が確認されていること、平成17年以降、平成25年まで基準が全くないのに、寄附採納事務を続けていたとは考えにくいことから、瑞穂市市道編入基準が単なる職員の個人の私案とされているが、時間経過の中で内規として存在が確認され、運用され始めているので、6月18日時点のみでの判断とは認められない。

⑨確認された事実。上記のとおり、平成25年6月18日時点で市道編入基準は存在したこと、また合併し、瑞穂市となった後の平成17年ごろ作成したことが認められる。奥田副市長の答弁に、「この基準については、総合して勘案すると、その資料は、あくまで資料という範疇であると私は思っている」と述べていることから、存在していたことは認めている。

(2) 瑞穂市市道編入基準の法的性格は何か。

①多くの参考人が、瑞穂市は私道から市道への寄附採納を受ける際の市の担当者の事務の基

準、取り決めであると明確に答弁している。

②平成26年3月11日開催の産業建設委員会において、奥田副市長は、瑞穂市市道編入基準につき調査した結果、市道編入の判断は、行政指導の範疇であること、合併協議会から事務方に委任されたと思われること、必然発生的に事務方において内規として基準を作成し、その作成された基準がパソコン上の共有フォルダーに存在したと思われることを報告している。

上記、各事情から、合併当時に町道の寄附採納の基準が異なることが問題点であると認識があったこと及び合併後の行政指導としての市道寄附採納基準として、内規として、瑞穂市市道編入基準が職員の共用できるパソコン上の共有フォルダーに存したこと、これを各職員が寄附採納を受ける基準としていたことが認められる。

しかし、同時に、行政判断の物差しとする限りは、基準であっても、内部の中で意思疎通をすとか、内部決裁をするなどの手続が必要。職員が手書きのものをしながらパソコンで勤務時間内にパソコンの中でつくったのは、公文書としての意味合いを持つが、それを効力をなすためには、一定の手続をとることが文書規程に定めてあると述べている。もちろん市が行政行為の基礎となる文書については、予測可能性や公平性を担保するために、文書規程に定めた一連の手続を行うことが望ましい。しかし、文書規程に定めた一連の手続を得ていない文書に従った行政行為が無効となるわけではない。また、本来、寄附採納は瑞穂市に受ける義務があるわけではなく、寄附採納希望者の権利でもない。そこで、瑞穂市市道編入基準が文書規程に定めた手続を行っていなかったとしても、直ちに根拠がない行政行為を行ったとは言えない。加えて、瑞穂市市道編入基準については、課内の多くの職員がその存在を知っていたことから、課内では、市道寄附採納を受けるには瑞穂市市道編入基準を用いると周知されていたものであり、これを担当者が用いることは適切な行政行為であると解される。

③委員の中でも、明確に施行された基準でなければ基準として用いてはならないとの意見についても、現在、要綱として明確に規定したことはよりよいことであり、望ましいことであるが、市役所の行う行政行為の基準が全て書面として詳細に規定されているものではない。そこで、瑞穂市市道編入基準に決裁日や施行日が明確となっていないとしても、行政行為の基準にはなり得ないとの解釈が直ちに行えるものではない。

④豊田前副市長も、事前協議という市道認定にも関連する行政行為の際、担当課のほうに基準があるのかどうかということを探ねたところ、4行か5行の箇条書きのものを持ってきたと述べており、都市計画法に規定する事前協議にも瑞穂市市道編入基準の考え方が用いられていたことが認められる。

⑤確認された事実。上記各事情から、瑞穂市市道編入基準は、私道から市道への寄附採納を受ける際、市の担当者を対象とする事務の基準、または取り決めという、いわゆる内規、奥田副市長が述べる資料であったことが認められる。

(3)平成25年6月18日時点で、瑞穂市市道編入基準を用いていたか。

①職員の多くが「用いていた」と述べている。

②上記のとおり、瑞穂市市道編入基準が存在し、これが内規として運用され、当時、この基準に変わるものは存在しなかった。岐阜県の要綱・基準だけを用いていたとの答弁は、根拠も具体性もなく認められない。また、全く基準がなく、個々の職員が勝手に対応していたとも考えられない。

③平成25年6月18日付決裁書にもこの基準が添付されていた。

④確認された事実。上記各事情から、平成25年6月18日時点で、瑞穂市市道編入基準を用いていたことは、行政行為として成立していると認められる。奥田副市長の答弁もある。

(4)平成25年6月18日決裁書では、市道認定を受けるに当たり、どこに問題があったのか。

①所管部署で、実際に寄附採納の事務を行う部署では、瑞穂市市道編入基準の中に、通り抜けない等の具体的規定を指摘して、寄附採納が受けられない理由を述べている。

②平成25年6月18日決裁書でも、瑞穂市市道編入基準の中の通り抜けないなどの具体的な規定を指摘して、寄附採納が受けられない理由を述べている。

③「市内のどこで宅地開発をしても、巢南町長時代、また平成6年、7年の道路整備計画に基づきまして、通れる道路は6メートル以上の計画を県の開発基準に準じて整備し、寄附採納を受け処理しているものと思い込んでいた」と堀市長は答弁する。しかし、平成15年合併時に、旧穂積町と旧巢南町では町道の寄附採納の基準が道路幅等で異なることから、これを調整する必要があると認識されていたことから、市長の巢南町長時代の体験が平成15年当時の旧巢南町の町道の寄附採納の基準であったということとはできない。むしろ副市長の調査のとおり、平成15年合併時に旧穂積町と旧巢南町では町道の寄附採納の基準が道路幅等で異なることから、合併協議会で検討する項目となったいたが、市道編入の判断は行政指導の範疇であることから、合併協議会から事務方に委任されたと思われること。必然発生的に事務方において内規として基準を作成し、その作成された基準がパソコン上の共有フォルダーに存在したことの経過は合理性が存ずる。そこで、瑞穂市市道編入基準が存在しないとか、内容的に間違っているとは認められない。

④委員の賛成意見。少なくとも職員が判断のために用いてきた基準が存在し、これに基づいて6月18日の決裁書が作成され、瑞穂市市道編入基準を根拠に寄附採納は認められないと起案した書類に対して市長を初め全員の決裁印を押していることから、その時点では、市長もこの基準を認めていたことになる。後日、問題としたことが本当の問題なのではないかとの委員の意見。

⑤確認された事実。上記各事情から、平成25年6月18日決裁書の事案は、瑞穂市市道編入基準第2条3に照らし、寄附採納受けられない事案であったことが認められる。

(5)平成25年6月18日付決裁書に係る事実認定のまとめ。

平成25年6月18日付決裁書作成当時、瑞穂市市道編入基準という名称の私人から、市道の寄附採納を受ける際の市の担当者を対象とする事務の基準、または取り決めという、いわゆる内規が存在し、平成17年ごろ作成されたこと。平成25年6月18日付決裁書は、瑞穂市市道編入基準を基準に判断されたこと。この事案は、瑞穂市市道編入基準の通り抜けできない道路に該当し、寄附採納受けられない道路であった。中身まで一々見ておいたら、他のことは何もできんぐらいあると、決裁の文書の内容も見ないまま、確認をしないで決裁印を押したとの答弁がある。上記各事実が認められる。

争点第1、市長の市道認定基準への介入の有無。

2.平成25年7月2日開催の会議の経過につき、その日に会議が招集された理由や、その会議の参加者、市長はいたか。いたとすればその理由、何が議題とされたか、問題は何であったか。当日、どのような議論がされたかを確認する。特に運用基準を変更した経緯として、今までの基準でどのような不都合があったのかや、変更された要綱案となった理由、そのような変更が必要であった理由などの検討経過を明らかにする。

事実の流れ。

平成25年7月2日、瑞穂市巢南庁舎で市道の寄附採納の基準に関する会議が市長出席のもと行われたので調査した。

1.事実の確認。

(1)会議は誰が招集したのか、なぜ招集されることとなったのか。

①職員、堀市長とも、市長が招集したと述べている。

②招集理由として、堀市長は、次男から道路寄附採納が受けられなかったことに対し、瑞穂市の行政事務の運用が間違っているとの電話があり、これがあったのですぐに招集するよう部長に指示したと述べている。

③確認された事実。上記各事情から、招集者は堀市長であり、招集理由は、平成25年6月18日付決裁書で寄附採納が受けられないことを次男から聞いた堀市長が、会議を招集したことは明らかである。

(2)会議では、瑞穂市市道編入基準のどこが問題となったか。

①多くの職員が、「通り抜け道路でない、袋路状のこと等」「改めて寄附採納について基準を見直したほうがいいというような指示」「17年基準の、やはり袋路状道路のところの取り扱いに関してが問題になっていた」「市道認定基準を見直すというもの」「基準の第2条の第1項と第3項だったと思います」「行きどまり道路ということで、なぜとれないかということ」

「今回の道路、6月18日に該当する道路についての資料が置いてあり、最初は、その道路はどのような基準でだめなのか、そういう話から始まったと思います。最終的には、市の全体の寄附

採納を受ける基準がどうなったのかという話に広がっていった」と述べている。

②堀市長も、「市内のどこで宅地開発をしても、巢南町長時代、また平成6年、7年の道路整備計画に基づきまして、通れる道路は6メートル以上の計画を県の開発基準に準じて整備し、寄附採納受け、処理しているものと思い込んでいた」と述べており、6メートルあるとして通り抜けできない道路である場合には寄附採納を受けられないと規定する瑞穂市市道編入基準の当該部分を問題としていた。

③確認された事実。上記各事情から、瑞穂市市道編入基準は問題となったことは明らかである。しかし、問題のあり方が瑞穂市市道編入基準の存在で、6メートルあっても寄附採納が受けられない状況そのものであり、瑞穂市市道編入基準の内容の分析を行ったり、何が問題となり、どう修正するのが適切であるかが議論となったとの答弁は全くない。堀市長も、基準を見てすぐに問題と思ったとは述べているが、その問題とは、単に6メートル幅であれば寄附採納受けるべきであるのに、そうっていないという意味であり、瑞穂市市道編入基準について説明を求めたり、分析するよう指示したとの答弁は全くない。

(3) 会議に使用された資料は何か。

①職員の多くが、少なくとも本件道路の図面及び瑞穂市市道編入基準に記載した文書が資料として存在したと述べている。

②堀市長は、資料の準備は何も指示せず、自分でも持っていかなかったという。しかし、全く資料を提示せず、問題点を説明することは困難である。

③委員の意見も、本件道路の図面及び瑞穂市市道編入基準に記載したものが資料としてあったと認められるというものである。

④確認された事実。上記各事情から、少なくとも本件道路の図面及び瑞穂市市道編入基準に記載したものが資料としてあったことが認められる。

(4) 会議では、市長からどのような指示であったのか。

①職員は、堀市長が「基本的に道路幅は6メートルということを強調してみえた」「本来、6メートルであれば市道として寄附を受けるような形でやっておったぞという旨の過去の話をしていただいた」「開発基準では、これはとるような道路ではないか」「開発基準に基づいてつくられた道路については、市のほうは寄附を受けているという御認識で市長さんはお見えになりました」「もともと開発基準6メートルの道路というものについては、寄附を受けているものだというふうに御認識をされていた」「6メートルの開発がほとんど寄附なり、帰属を受けている。そこら辺の整合性とかの話がされた」と述べている。

②堀市長も、市内のどこで宅地開発をしても、巢南町長時代、また平成6年、7年の道路整備計画に基づきまして、通れる道路は6メートル以上の計画を県の開発基準に準じて整備し、寄附採納を受け、処理しているものと思い込んでいたことを前提に指示を行ったと述べている。

また、6メートルの幅があれば、寄附採納を受けて当たり前という答弁を何度も行っている。

③この点、職員の1名が「過去に寄附採納を受けた道路について、事例を1本ずつ挙げていただいて、資料を準備すると言われてました。3本ぐらいですと答弁し、その3本につきまして、具体的な説明はありましたかの質疑には、形状などの説明がありました」と述べた。

④確認された事実。上記各発言から、通り抜けできない道路であっても、6メートルの道路幅があれば市道として寄附採納を受けて当たり前であるのだから、今後は瑞穂市全域で寄附を受けられるようにすべきとの指示を堀市長が行ったことが認められる。

また、指示を用いていた事案につき、複数の場所を上げて説明を受けたとの答弁があるが、そのような答弁をしたのは1人だけであること。堀市長も、親族から電話を受けたのは会議招集の前日であり、会議前には特に調査等を指示していないと各答弁しており、堀市長が事例として挙げたのは、以前に事案となったサーンホームの事例であることが認められる。

(5)堀市長は、平成25年7月2日まで瑞穂市市道編入基準を知らなかったか。

①職員も、堀市長が「瑞穂市市道編入基準を知らなそうであった」と述べている。

②堀市長は、平成25年7月2日まで「瑞穂市市道編入基準を全く知らなかった」と述べる。

③確認された事実。堀市長は、平成25年7月2日まで瑞穂市市道編入基準を知らなかったと認められる。平成19年に市長就任後、道路認定について多くの決裁を行ってきたと考えるが、確認もされずにいたことが明らかである。

(6)平成25年7月2日開催の会議の経緯の事実認定のまとめ。

①認定された事実は以下のとおりである。会議は、息子から瑞穂市が寄附採納を受けないことを聞いた堀市長が招集した。堀市長より、都市計画区域内であれば、通り抜けできない道路であっても6メートルの道路幅があれば市道として寄附採納を受けられるのだから、今後は瑞穂市全域で寄附を受けられるようにすべきとの指示がなされた。その指示の説明は、平成25年6月18日決裁書記載の事案の計画図面を用いて行われたことが認められる。

②なお、見直しの理由として、堀市長は、瑞穂市市道編入基準の運用が職員にとってまちまちであることから、市民間に不公平が生じることが行政の瑕疵などという。しかし、「7月2日の会議後には、平成26年2月7日の要綱が成立するまで、要綱の作成に時間がかかったことは思いもよらなかった。まさに事務の怠慢でございます。私が監督できなかったといえばそれまででございますが、本当に残念でならないところであります。その後は、最終的に事務は副市長に任せておりますので、私のほうからは、はっきり申し上げて指示をいたしておりません」と述べるなど、全くこの問題に関心を示していない。また、瑞穂市市道編入基準の成り立ちや、その理由を質問したり分析させたり、議論させた経過もうかがえない。同様に、7月2日の会議前には、他の事案の検索などを指示もしていない。そもそも7月2日まで、瑞穂市市道編入基準自体を知らなかったのであるから、問題意識の持ちようがない。

③認定された事実の補足。堀市長は、瑞穂市市道編入基準があるかどうかは息子からの電話があるまで全く認識を持っておらず、また電話後、直ちに会議を招集していることから、7月2日の会議の目的は、6メートルの道路幅であれば寄附採納を受けて当たり前なのだから、寄附採納を受けられるようにせよと職員に指示するためのものであったことが認められる。

○議長（若園五朗君） 議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午後0時06分

再開 午後1時32分

○議長（若園五朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

調査特別副委員長 庄田昭人君。

○市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別副委員長（庄田昭人君） 調査特別副委員長 庄田昭人です。

午前の、市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員会調査報告書を引き続き朗読、説明をさせていただきます。

調査報告書33ページの争点第2から入らせていただきます。

争点第2、平成25年7月25日決裁書作成の経緯に関し、要綱採用前の単なる案を理由に市道認定すると表明したか。

要綱案は、公示されてから基準となる。しかし、本件では、単なる案の状況で市道認定できると表明した疑いがある。そこで、案の法的性格や、一旦6月18日にできない回答をしたものを、7月25日に覆したのはなぜかを確認する。

事実の流れ。平成25年7月25日、十七条字上街道町地内の土地を有限会社サーンホームからの寄附を受けるとの決裁書が起案され、決裁承認されたので調査をした。

1. 事実の確認。

(1) 「案」と、平成26年2月7日に公示された「要綱」と異なる理由。

①職員からは、「担当課等々との調整を図られた中で、2月7日の要綱のものに関しましては、都市計画区域内と市街化区域ですと1,000平米以下とか、都市計画区域外の部分のものの要綱の作成」「要綱案というのは多分決裁の中についておったものであると思うのですが、これも実は過去の職員が作成途中であった要綱のようなものをその決裁に添付したような形があって」「瑞穂市道路認定要綱案というものは、瑞穂市市道編入基準とは違うもので、別に市道認定要綱案というものが存在しているという認識でおるのですが、それに対応すべく、2月7日の要綱を練り上げていって作成がしてあるという認識です。もちろん平成17年作成の瑞穂市市道編入基準は、そこでぱっきり切り捨てたというわけではなくて、それも踏まえながら、よりよいものができればという認識であります」と述べられている。

②これに対して、堀市長は、特に答弁はないが、平成25年7月2日の会議から要綱が公示さ

れるまで、特段の関心を有していなかったと述べている。

③確認された事実。上記各発言から、「案」は、平成25年7月2日の会議をもとに作成された瑞穂市市道編入基準にかわる事務手続の基準となる要綱の案にすぎず、平成25年7月25日決裁書につけられた要綱案は、過去の職員が作成途中であったものであること、要綱は都市計画区域内及び市街化区域内であって、開発範囲が1,000平米以下か都市計画区域外の部分を対象としていること、これが平成26年2月7日に公示された要綱となって初めて、瑞穂市の事務手続の新しい基準となったことが認められる。そこで、要綱公示以前は、なお、瑞穂市市道編入基準が寄附採納の基準であったことが認められる。

(2)平成25年7月25日の起案の決裁書で、要綱採択前に平成25年6月18日決裁で、一旦寄附採納を受けないとした事案で、再度、寄附採納を受けるとした事情は何か。

①職員からは、平成25年7月2日の会議で、6メートル幅があれば寄附採納を受けると指示されたことから、「その方向性を示したものであり、寄附採納の方向性を判断したものですから、事前協議に入っていくというもの」「7月2日の会議の中で行ったもので、そう判断していく開発基準要領に準じてということ」「基本的に開発基準に合うような方向でと、そういう話が会議の中でありましたので、たしか今回の道路につきましても、基本的には開発道路基準に沿っているので、問題はないんじゃないかということ」、会議の内容です。

②確認された事実。上記各発言から、7月2日の会議で6メートルの道路幅員であれば寄附採納を受けられるよう基準を変更すると決まったので、この会議の結論を前提に、この事案でも寄附採納を受けると方針変更した事実が認められる。

(3)上記確認された事実のまとめ。

①上記各確認された事実より、案は事務手続を行う基準ではなく、平成26年2月7日の公示以前は案でしかなかったこと。平成25年6月18日の決裁で一旦寄附採納を受けないと判断されたのに、再度寄附採納を受けるとの平成25年7月25日起案の決裁書が作成された経緯は、平成25年7月2日の会議で、この事案は寄附採納を受けると方針が定められたからであること、また瑞穂市市道編入基準を緊急に廃止するなどの手続が行われたなどの事実はなかったこと。上記各事実が認められる。

②また、堀市長も平成25年7月25日起案の決裁書に承認をしている。

争点第3、市長の行為が介在したとして、これが利益、または便宜の供与となるのか。

市道として寄附されると、寄附した側にどのような利益があるか。また、関連事実として、市長と当該業者との関係、人的関係、金銭関係など。

事実の流れ。有限会社サーンホームの代表者は、堀孝正瑞穂市長の次男であり、その次男から市長に直接電話があったことで調査をした。

1. 事実の確認。

(1)堀市長と申請者、代表者との人的関係を7月2日の会議の時点で知っていたか。

①職員の答弁から、少なくとも平成25年7月2日の会議の時点では、会議に出席していたほとんどの職員が、有限会社サーンホームの代表者が堀市長の次男であることは周知の事実であったことがわかる。

②また、堀市長も次男の会社の事案であることは、会議の際に話したと言う。

③確認された事実。上記各発言から、会議中に全ての職員が申請者、代表者が堀市長の次男であったことを知っていたことが認められる。

(2)市道として寄附採納できることは、寄附申請者の利益となるか。

①委員からは、市道認定すれば、その道路は全て、今後、維持管理は全て市がやる。認定されなければ、所有者が負担する。個人の共同財産と市道と認定されることについては、土地の財産の管理についての経費が大きく違うので、市道認定は申請者の利益であるし、これに助力することは便宜である。あくまで都市計画区域外は、地目は道路であっても法律上の道路ではなく、位置指定道路といった制度は、都市計画区域外ではありません。だから、将来、もし土地を買われた方が家を建てようと思っても、市道認定を受けていない道路を使って家を建てることとなる。そして今、瑞穂市が計画している準都市計画。あれが打たれた場合は、今度、接道義務が出てきますので、今度は法律上の道路でないと家が建たないこととなる。土地を買われた方にしたら、これが市道になるか、そのままサーンホームの土地で残るか、物すごい違いになるとの各意見があった。

②確認された事実。市道寄附採納については、市道となればその管理が市の担当となり、隣接する私有地等の私人が管理を免れること、また準都市計画区域となれば接道義務が生じるところ、市道認定を受けていない道路は接道義務の対象となる道路ではないことなどから、分譲予定地の隣接する道路が市道になることは、宅地分譲の大きな利点である。そこで、宅地分譲業者にとって、分譲予定地の隣接する道路が市道になることは利益であり、これに助力することは便宜であると認められる。

37ページに入りまして、8. 調査結果。

(1)今までの調査特別委員会の調査により、平成26年12月4日の各委員の最終意見を要約する。

7月25日の決裁書が今回の問題となった原点であり、この起案書のとおり、市長の指示したそのままの結果が起案されていることが調査結果としてわかる。これは、便宜があったのではないかと考えられる。

委員の述べられた上記の意見に同感です。

業者であろうが、息子さんであろうが、市道に認定しないとしたそのことを市長に直接抗議する電話をし、その電話の翌日に市長が市道認定基準の見直しの指示をしていることは、それ

は便宜を図ったことになる。さらに、今回、サーンホームの代表者である息子さんから電話があったとなると、市長として便宜を図ったとしかとれないと思う。

6月18日の決裁書において、内容の確認もしないで決裁印の印鑑をつくということは、これは職務の怠慢である。また、このことにより市道編入への基準を変更することは、便宜を図ったということにつながっていくと思う。

息子さんだから、直接市長に電話したと思う。一般的に、もし市道認定が断られたときには、市長に電話するのではなく、窓口に来て説明を求める話になる。それを、息子さんであるサーンホームの社長が、市長が父親なので直接電話を入れ、そのことで市長が動いたと理解をする。息子さんから電話をもらったことを市長はいつも述べているので、間違いない事実である。

例えば、自分の息子から何らかの形でいろんな市の関連する問題にかかわったときに、果たしてそれが通るか通らないのかという判断だと思う。今回、息子さんからの電話により物事が動いてしまっていると考える。

市道認定については、息子さんの市道認定だけを行い、他には認定をしていないところがあるのに、なぜすぐにしないのか。サーンホームが抱えているところだけ行っている。他は何もしていない。身内のところだけ行って、他のところは何もしないで現時点まで来ていること自体がおかしい。

(2)結論。十七条字上街道町地内における市道認定の件に関し、堀孝正瑞穂市長の言動については、便宜の供与があったと認められる。

(3)この市道認定の件については、さまざまな問題が存在したが、争点を整理し、その争点を中心に討論を重ね、調査を行ってきた。

さらに、次のような疑問点について指摘する意見があるので、その要約を報告する。

サーンホームから農業委員会に提出された土地利用計画書には、問題の道路のへりに側溝が記入されている。しかし、変更後の図面には全く側溝が入っていない。これは、市が幹線道路網計画に基づいたこの道路の拡幅を行う工事と一体にされたのかどうかの疑問が生じる。普通、このような宅地開発を行う場合、道路側溝などは、その業者が自費工事で行うことが基本と考えるが、それを市が行ったという疑惑が残る。道路の買い取りの状況を調べると、12-36号線、12-199号線の道路買い取りの申出書が平成25年4月18日付であるが、当初、農業委員会へは1月15日に土地利用計画書が提出され、側溝が記入されていた土地利用計画図面が出されているものの、次の変更の図面では、側溝が全く入っていない。話し合いの中で、市が工事を行うことになったのかが疑問である。その工事も、1月の時点で、ここはサーンホームが農業委員会に利用計画書を提出しており、先に市が道路をつくること自体、便宜を図ったのではないかと思う。この道路に関して調べると、縦路線と一体に予算を組んで工事を行ったというような動きがあるのではないのかと疑問に感じる。

道路の側溝には、普通、コンクリートのふたとグレーチングをところどころに掃除用に入れるが、現場を見ると、今回問題となった道路の接続部分だけが全部グレーチングが入っている。もし、この側溝まで市が行ったことであれば、ここに道路が来るから、それに沿って側溝工事を行ったように見える。もしその道路との接続部分をサーンホームが自費でグレーチングを敷設されたのであればいいとは思いますが、もしそこまで配慮してグレーチングの敷設を市の予算で行っていたとしたら、今後、土地開発に係る道路の接続部分の側溝については、市が行なわなければならないことになる。

以上が調査結果であります。

39ページ、40ページに至っては、9. 委員会の開催状況。

委員会の開催については、委員会と準備会が下記日程のとおり開催された。第1回委員会は、平成26年3月19日で行いました。それから、委員会は平成26年12月9日で8回を重ねました。準備会は平成26年12月4日で、準備会として18回開催されました。

41ページ、42ページは、10. 証人、参考人の出席などを記入させていただきました。これは、出頭を求めた証人、もしくは説明を求めた参考人の名前をそこに表としてつけさせていただきました。41、42ページであります。

43ページ、44ページには、11. 記録、資料の提出。

(1)資料の提出。資料の委員会への提出については、次の表のとおりでありますということで、資料請求したものが一覧に記載をされております。

45ページに至っては、12. 証言の状況及び記録の提出の状況ということになっております。ここでは、(2)の証人の証言拒否の状況ということで、堀市長に尋問のときに拒否をされた部分が記載されております。

平成26年8月7日、堀市長への質疑中、申請者サーンホームの負債のため、所有地に担保を設定しているが、連帯保証人となっているのか。私企業の物上保証人となっていることについてはどう思っているのかの質問に対して、これは法的な範囲内といえますか、法律に触れない範囲のことをごさいます、このことについてはお答えを差し控えさせていただきますとの証言を拒否した、この旨が記載をされております。

46ページについては、13. 調査経費。

(1)百条委員会の議決経費について。本委員会に要する経費は、平成25年度において40万円、平成26年度においては300万円以内と本会議で議決しているということで報告をしております。

14. その他。

(1)弁護士への業務委託。百条委員会における法律相談及び指導業務等に関し、次に掲げる弁護士と、平成26年4月21日、業務委託契約を締結したということで、ここについては弁護士の名前を記載させていただいております。

以上が、この報告書の47ページまででございます。

市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員会報告書を読み上げさせていただきました。調査特別委員会委員長 小川勝範、代読、副委員長 庄田昭人でございます。

以上で、調査報告書の朗読、説明を終わります。

○議長（若園五朗君） これで委員長の報告を終わります。

次に、調査特別委員会調査報告書については、くまがいさちこ君から、会議規則第108条の規定により、少数意見報告書が提出されております。

これより少数意見の報告を求めます。

くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 議席番号2番、改革のくまがいさちこです。

少数意見報告書について報告申し上げます。

12月9日の調査特別委員会にて、7対2で先ほどの報告書が成立しております。この反対2の提案者として、私、くまがいさちこ、賛成者、民主党の松野藤四郎議員の賛成を得まして少数意見の報告書を作成いたしました。

意見の要旨を申し上げます。

A4の紙1枚で要旨のみ記すことになっておりますので、大変短くなっておりますが、わかりやすく読み上げたいと思います。

意見の要旨です。

まず大項目として3つを先に申し上げます。

1. 百条調査委員会、正式名は上にございますが、調査委員会設置に関する手続上の問題。大項目2. 閉鎖的で不透明な一方、マスコミを利用してPRした委員会の進め方。大項目3. ずさんな調査方法と初めに結論ありきの結果報告書、以上3点について、少数意見を上げました。

以下、小項目を申し上げます。

1. 百条調査委員会設置に関する手続上の問題点について申し上げます。

総括質疑、3月5日を中断し、少数派議員には別室で5分、10分説明しただけで、かつ翌日の産業建設委員会——これは市道認定議案を付託された委員会でございます——の審議を経ずに強引に設置された。

大項目2. 閉鎖的で不透明な一方、マスコミを利用してPRした委員会の進め方について、4点小項目を申し上げます。

①18回の準備会は、委員外議員傍聴も不許可、非公開でした。②会議録は、準備会は作成しません。③8回の委員会も含めて、争点の審議がされたことは一度もございません。④マスコミを最大限使ってPR効果を狙いました。

大項目の3. ずさんな調査方法と、初めに結論ありきの結果報告書の問題で、小項目を2点申し上げます。

①不利な参考人、証言、証拠、資料は不採用といたしました。②異見、異論発言へのたびたびの制止、発言中に制止されております。③10カ月に及ぶ調査から判明した重大な幾つかの事実を無視し、設置当初と変わらない状況証拠を羅列しただけの、論理構成が皆無の誤った結論。

以上の要旨により、私と松野藤四郎議員（民主党）で少数意見の報告書を提出させていただきました。以上でございます。

○議長（若園五朗君） これで少数意見の報告を終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 3番 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成であります。

議会運営委員会が昨日開かれまして、ただいま報告されております百条委員会の調査報告については、質疑、討論、採決はしない、こういう態度が示されておりますけれども、私はもっと民主的な議会運営を行うべきであるという立場から、議員必携がございます。これは、皆さんお手元にお持ちのものであります。これを読んでみます。

百条委員会の調査結果の取り扱いということで、299ページであります。

調査を委員会に付託した場合には、通常、委員会としての結論が委員長から委員会報告書の形で議長に提出され、委員長報告の後、質疑がなされ、討論を経た上で採決されるということで、その諮り方まで具体的に書かれております。その後、調査の結論の出し方としては1、2、3というのがあるということがありますけれども、今申し上げましたように、通常は質疑、討論、採決を経るということが明記をされておるわけであります。

通常ということは、その反対はどういう言葉ですか。これは特別であります。つまり通常は質疑、討論、採決を経てやらなければならない。ただし、特別の事由がある場合においては、それは省略をすることもあり得ると、こういうことがこの中に書かれていることだと思います。

そもそも百条委員会は、この本会議の場で質疑し、それから討論され、可決をされて、特別委員会の百条委員会に付託をされたんです。付託をされた委員会では、9カ月にわたる調査を経て質疑、討論、採決を行ってきた。

じゃあ、言葉の表現はおかしいかもわかりませんが、百条委員会を生んだ親は本会議なんです。百条委員会は子供です。そして、それを報告する本会議で質疑、討論、採決もしないというようなことがあっていいのか。委員会で何でそういう議論をやったのか、じゃあ。委員会でやって本会議でやらないなんていう議会運営がどこにあるか。

私も、30年来議員をやっておりますけれども、そういう議会のルールというものは、どっちの派とかこっちの派とか関係ないんです。我々の先輩たちが一つ一つ作り上げてきた歴史な

んです。議会政治の上で守らなければいけないルールなんです。

まして、先ほどの報告を聞いておれば、初めに結論ありきで、自分たちの都合のいい方向にそれぞれの話を結びつけて文章をつくっておるんですよ。だから、質疑に提起をして、討論をして、チェックをする、重ねてチェックをする。そんな長い間にわたって自治体の首長のその身分と名誉にかかわる重大な問題を審議してきたのであるならば、それぐらいのことをやっていいんじゃないですか。市長が名誉毀損で告訴するといえば、それは議会に対する重大な言論も不発だぐらいのことを言っておって、言論の府である議会の中で、委員会でやってきたことをなぜ報告して質疑できないんですか。できて当たり前じゃないですか。

瑞穂市市道編入基準の話をついでいってほしいけれども、執行部が調査をして答弁をした県の宅地開発指導要領については、その言葉すら一言も出てきていない、これに。こういう調査がありますか。

百条委員会で偽証罪を問われる立場に立ったのは、市長だけですよ。ほかの人たちは参考人で事情聴取されておるだけです。同じ事実を解明する調査の中で、聞かれるほうが偽証罪で告発される身分をもって、片方の職員は、仮に偽証しても偽証罪で告発されない、このような不公平な調査の仕方のどこが公平性ですか。

私は、今はたまたま百条委員会で言っていますが、誰であってもそういうことは言えますよ。それは、議会人としての最低のルールなんです。そんなことがわからないようで議員をやっているようなことでは、私は恥ずかしいと思います。やってはいかんと思います、そういうことでは。

だから、そういう意味で議長は、特定の、例えば新生クラブの立場に立って運営するんじゃない。いろんな会派がある。それを選んだ住民はいろんな考え方を持っているとしたら、もっと公平・中立の議会運営を行うべきであるというふうに私は思います。若園議長だから言っているんじゃないですよ、別に。自分がそこにあってもそういう立場でやらなきゃいけないということを申し上げている。

だから、きのうの議会運営委員会で何を決めようか、若園議長は真に公平と中立の立場から、今の報告に対する質疑を受けて討論して、採決をする。そのことで正々堂々とやらないと、先ほどくまがい議員が言ったように、この長い間に一回も議会に対する中間報告をやられていませんよ。ところが、マスコミに対してだけは、我々でも知らない内容についてどんどん情報公開する。何をやっておるんですか、大体。自分たちみずからが議会運営委員会を開く前にマスコミに議案が流れたということで抗議をして、議運をやってから流しなさいということで、自分たちが言って自分たちがそうしてきたじゃないですか。私は、もちろんそのことが正しいと思いますよ。だから、自分のやることについて、都合のいいことについてはむちゃくちゃやるというようなことをやられてはいけません。

今、若園議長が私にこういう発言を与えていただいているということは、適正な、まさに民主的な議会運営であるというふうに思っております。だから、問題は、自分の問題として、刺さるような気持ちで受けとめていただきたいというふうに思います。

○議長（若園五郎君） ただいま西岡一成君より議事進行に関する発言がありましたが、議長として、地方自治法104条の規定により、議長の議事整理権により、昨日の議会運営委員会の決定を尊重し、委員長報告のみとし、質疑、討論、採決は行わないとします。

お諮りします。ただいまの報告のとおり、市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員会の調査が終了しましたので、調査特別委員会を解散したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〔「異議あり」の声あり〕

○議長（若園五郎君） 異議がありますので、起立によって採決します。

〔発言する者あり〕

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五郎君） 1番 堀武君。

○1番（堀 武君） 堀武。

私は、この委員会はまだ調査不十分だと思う。継続をする必要がある。なぜならば、堀市長の親族企業に対する、だから継続をするという意味で言っているんですよ、何を言っておるんだ。そんなことぐらいわからんのか。だから、言うように、これはまだ継続する必要がある。

〔発言する者あり〕

○1番（堀 武君） 何を言っておるのや、黙れ。何を言っておるのや、そっちだわ。発言しているんだから、いいですか。今言うように、サーンホームに対する……。

だから、継続する意味を言うだけ。

○議長（若園五郎君） 1番 堀武君、黙れだけは訂正して。

○1番（堀 武君） 黙れだけは訂正します。

なぜかという、この案件に関して、調査まだ不十分というのは、サーンホームに対する利益供与があるという認定をしたならば、過去の16年から20年までの7物件に関しては、寄附採納、都市計画区域外での開発道路による市道認定道路として認めておるわけ。そうすると、この道路に関して市道認定をしながら、サーンホームの今回の25年の案件に関して、利益供与というのに相矛盾しているわけ。だから、過去に関して、これは産業建設委員会でも出ておるんですけども、この案件に関してと、それから25年に関しての整合性が全然とれていない。だから、これに関して、整合性があるかどうか、それを十分に調査して、そうしておいて終結すべき。だから、僕が言うように、終結が早過ぎる。

だから、報告書の中でいえば、この整合性を当然にして、整合性があるのかないのか、はっきりしたことをするべきである。だから、その辺を要求します。だから、百条委員会の解散に関しては早過ぎる。私は、議員として、この議場で申し上げます。それに関してどうするかというのは、皆さん、判断してもらえばわかるだけのことで、くどいように言いますが、7物件に関しては認定道路にしているのよ、過去に。だから、それと今回は切り離すなんてむちゃくちゃな話をしていることが違うのよ。

○議長（若園五朗君） 堀君、今は動議か発言か、どちらか。

○1番（堀 武君） 動議。だから、継続してほしい。以上です。

〔「休憩動議」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 議事の都合により休憩します。

休憩 午後2時14分

再開 午後3時30分

○議長（若園五朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、1番 堀武君から調査特別委員会の継続調査を求める動議が提出されましたが、この動議に賛成する者はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 賛成の発言なしと認め、この動議に対しましては、会議規則第15条の規定により、賛成者がありませんので成立いたしません。

お諮りします。ただいまの報告のとおり、市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員会の調査が終了しましたので、調査特別委員会を解散したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 異議なしと認めます。したがって、市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員会を解散することに決定しました。

日程第16 発議第14号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（若園五朗君） 日程第16、発議第14号「手話言語法」制定に関する意見書を議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

6番 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） 議席番号6番 棚橋敏明でございます。

議員の皆様方の御協力をいただきたく、「手話言語法」制定に関する意見書を提出いたします。

これよりは、本文を朗読させていただきます。

瑞穂市議会議長 若園五朗様。発議者、瑞穂市議会議員 棚橋敏明。賛成者、瑞穂市議会議員 小川勝範、賛成者、瑞穂市議会議員 若井千尋、賛成者、瑞穂市議会議員 清水治。

それでは、本文に移ります。

「手話言語法」制定に関する意見書。

地方自治法第99条の規定に基づく議案を、瑞穂市議会会議規則第13条の規定により提出します。

「手話言語法」制定に関する意見書。

手話とは、日本語音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情で伝える、独自の語彙や文法体系を持つ言語である。聞こえる人たちの音声言語と同様、情報獲得とコミュニケーションの重要な手段であり、大切に守られてきた。一方、聾学校では手話を使うことが制限されてきた長い歴史がある。

世界に目を向けると、平成18年に国際連合総会で採択された「障害者の権利に関する条約」においては、「手話は言語である」ことが明記され、またフィンランドの憲法を初め、憲法や法律において手話を言語である旨を否定している例が見られるところである。

我が国においては、平成23年に改正された障害者基本法第3条において、「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められている。また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して、情報の利用におけるバリアフリー化等を義務づけている。

これらの理念や制度が実際の生活に生かされるようにするため、手話が音声言語と対等な言語であることが広く国民に理解され、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境の整備に向け、個別法を整備し、具体的な施策を全国で展開していくことが必要である。

よって、国におかれては、「手話言語法」を制定されるよう強く求める。

平成26年12月19日、岐阜県瑞穂市議会。

提出先といたしまして、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣とさせていただきます。

以上、どうかよろしく願いいたします。

○議長（若園五朗君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第14号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 異議なしと認めます。したがって、発議第14号は委員会付託を省略する

ことに決定いたしました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第14号を採決します。

発議第14号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、発議第14号は原案のとおり可決されました。

日程第17 発議第15号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（若園五朗君） 日程第17、発議第15号年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全な運用に関する意見書を議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

8番 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 議席番号8番 松野でございます。

議長さんから発言の許可をいただきましたので、発議第15号、これは私と、賛成者、広瀬捨男さんの賛成を得て意見書を提出する件でございます。

内容については、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全な運用に関する意見書でございます。

これについては、地方自治法第99条の規定に基づく上記の議案を、別紙のとおり瑞穂市議会会議規則第13条の規定により提出をするものでございます。

議員の皆さんには、お手元に資料が行っておりますけれども、かいつまんで簡単に説明をさせていただきます。

公的年金の積立金は、被保険者の利益のため、安全な運用に関しては国債等を中心として現在運用しておりますが、政府は、成長戦略である日本再興戦略などにおいて、年金積立金管理

運用独立行政法人、これはGPIFといたしますけれども、これに対して、リスク性資産割合を高める方向で年金積立金の運用を見直ししています。この内容等については、株式投資を中心としたものであり、年金積立金が毀損した場合、被保険者や受給者が被害をこうむることになります。したがって、被保険者間の利益のため、安全かつ効率的な運用を堅持すること。また、労使を初めとする専門的知識を持った、あるいは見識者、そういった方に参画していただき、きちんとした体制を構築していただき、そして被保険者の利用を第一に考えた運用をしていただくよう、意見書として提出しておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（若園五朗君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第15号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 異議なしと認めます。したがって、発議第15号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第15号を採決します。

発議第15号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

賛成者少数です。したがって、発議第15号は否決されました。

日程第18 発議第16号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（若園五朗君） 日程第18、発議第16号「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書を議題にいたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

13番 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 議席番号13番、公明党の若井です。

ただいま若園議長より発言の許可をいただきましたので、清水治議員、庄田昭人議員の賛同を賜りまして、「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書を提出させていただきます。

なお、趣旨説明は朗読をもってかえさせていただきますので、よろしく願いいたします。

昨今、「合法ハーブ」等と称して販売される薬物（いわゆる「危険ドラッグ」＝脱法ハーブ、脱法ドラッグ）を吸引し、呼吸困難を起こしたり、死亡したりする事件が全国で相次いで発生しています。特に、その使用によって幻覚や興奮作用を引き起こしたことが原因と見られる重大な交通事故の事案がたびたび報道されるなど、深刻な社会問題となっています。

危険ドラッグは「合法」と称していても、規制薬物と似た成分が含まれているなど、大麻や覚醒剤と同様に、人体への使用により危険が発生するおそれがあり、好奇心などから安易に購入したり、使用したりすることへの危険性が強く指摘されています。

厚生労働省は、省令を改正し、昨年3月から「包括指定」と呼ばれる方法を導入し、成分構造が似た物質を一括で指定薬物として規制しました。また、本年4月には改正薬事法が施行され、指定薬物については覚醒剤や大麻と同様、単純所持が禁止されました。

しかし、指定薬物の認定には数カ月を要し、その間に規制を逃れるために化学構造の一部を変えた新種の薬物が出回ることにより、取り締まる側と製造・販売する側で「イタチごっこ」となっています。また、危険ドラッグの鑑定には簡易検査方法がないため捜査に時間がかかることも課題とされています。

そこで、政府におかれましては、危険ドラッグの根絶に向けた総合的な対策を強化することを強く求めます。

1. インターネットを含む国内外の販売・流通等に関する実態調査及び健康被害と因果関係に関する調査・研究の推進、人員確保を含めた取り締まり体制の充実を図ること。

2. 簡易鑑定ができる技術の開発を初め鑑定時間の短縮に向けた研究の推進、指定薬物の認定手続の簡素化を図ること。

3. 薬物乱用や再使用防止のために、「危険ドラッグ」の危険性の周知及び学校等での薬物教育の強化、相談体制・治療体制の整備を図ること。

なお、提出先は内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、国家公安委員会委員長。以上でございます。

地方自治法第99条の規定、瑞穂市議会会議規則第13条の規定によって提出いたします。

以上、御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

○議長（若園五朗君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第16号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若園五郎君） 異議なしと認めます。したがって、発議第16号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第16号を採決します。

発議第16号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五郎君） 着席願います。

起立全員です。したがって、発議第16号は原案のとおり可決されました。

本日の会議は、議事の都合によりまして、あらかじめ延長いたします。

〔「休憩動議」の声あり〕

○議長（若園五郎君） 議事の都合により、暫時休憩します。

休憩 午後 3 時47分

再開 午後 5 時03分

○議長（若園五郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま西岡一成君ほか4名から、お手元に配付のとおり、発議第17号議長不信任決議についてが提出されました。

提案説明を西岡一成君に求めます。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成であります。

議長不信任決議について提案をさせていただきたいと思います。

朗読をして、提案にかえさせていただきます。

本議会は、議長 若園五郎君に対し、次の理由により不信任とすることを決議する。

理由。百条委員会の調査結果の報告は、「議員必携（平成24年4月15日第9次改訂新版）299ページ12行目『調査結果の取り扱い』において」明記し、「調査を委員会に付託した場合には、通常、委員会としての結論が委員長から委員会報告書の形で議長に提出され、委員長報告の後、質疑がなされ（討論を経た上で）採決される」としております。

マスコミにも約10カ月にわたり繰り返し報道され、住民にとっても関心の高い市政に係る重大問題を調査してきた百条委員会の報告であり、ましてや委員会の中では、質疑、討論、採決を行ってきたわけであり、当然のこととして、本会議には、委員長報告だけで済ますのではなく、質疑、討論、採決を行うべきであります。

先ほどの調査報告書の内容につきましても、一方的な主張が並んでおります。

例えば先ほども申し上げましたように、県の開発許可基準を当てはめて市道認定をしてきた、このように執行部は再三繰り返し答弁をしておるわけでありますけれども、報告書には、この「県の開発許可基準」「宅地開発指導要領」の言葉は一言もありませんし、それが実際に運用されていなかったということの反証も全くされておられません。

産業建設委員会では、先ほど堀議員が言っておられましたけれども、合併以降、去年までには7本の市道認定、行きどまり道路の認定がなされております。そのうち6本が松野幸信元町長、そして最後の1本は堀市長になってからであります。

そういう議案に対しては、この前の私の一般質問に対して堀市長は、平成17年1月26日の決裁文書を出されました。この中には、皆さん、読まれたとおりであります。要するに、県の開発許可基準に準拠してやむを得ないものと思われるということが明確に書いております。にもかかわらず、調査報告書には全く具体性も根拠もないということを報告しておるわけです。ですから、自分たちが賛成をして、その賛成をした決裁の中身は瑞穂市市道編入基準ではなくて、県の開発基準であるということが明確に書かれているわけですから、これほどの根拠、具体性はないのではないかというふうに思いますね。ところが、それを意識的に報告からはじいてしまう、これは公平ではありません。調査機関は議会の機関でありますから、自分たちの見解はどうであれ、公平に客観的な事実を並べて明らかにする、そういう作業が必要であります。

そういう問題を含めて質疑をしたいわけでありますけれども、その質疑を封じ込めてしまう。住民の皆さんのさまざまな声を議会でチェックをする、そういう役割がある。にもかかわらず、その場を否定してしまうということは、若園議長は、こうした民主的かつ適正な議会運営を放棄して、質疑、討論、採決もないままに報告だけで済ませてしまったわけであります。

かかる態度は、まさに公平・中立な議長の議会運営として許されるものではありません。

非常に短い提案で申しわけないんですけれども、よって、若園議長の不信任案を提出するものであります。

○議長（若園五朗君） 発議第17号を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすること

について採決します。

採決は、起立によって行います。

発議第17号を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若園五郎君） 着席願います。

起立少数です。したがって、発議第17号を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることは否決されました。

[「休憩動議」の声あり]

○議長（若園五郎君） 議事の都合により、休憩いたします。

休憩 午後5時10分

再開 午後5時20分

○議長（若園五郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番 庄田昭人君より説明を求めます。

○4番（庄田昭人君） 私、庄田昭人ほか3名の賛成者から提出の発議第18号瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定について、書面をもって提出しますので、直ちに日程に追加し、議題とすることを望みます。よろしく願います。

○議長（若園五郎君） 発議第18号の資料を配付します。

[資料配付]

○議長（若園五郎君） お諮りします。ただいま庄田昭人君ほか3名から発議第18号瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

[「異議あり」の声あり]

○議長（若園五郎君） 異議がありますので、起立によって採決します。

発議第18号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若園五郎君） 着席願います。

起立多数です。したがって、発議第18号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 発議第18号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（若園五朗君） 追加日程第1、発議第18号を議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 議席番号4番 庄田昭人。

議長のお許しをいただきましたので、提案説明をさせていただきます。

発議第18号、提出者、瑞穂市議会議員 庄田昭人、賛成者、小川勝範議員、清水治議員、若井千尋議員。

瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定について。

次の理由により、上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び瑞穂市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

理由。市道認定に係る一連の事務について、不適切な事務処理が明らかとなり、また、福祉センター改修事業においても、内容を確認せずに決裁印を押印したことは明らかであることは、職務の怠慢である。

よって、これらの責任を負うべきものと考え、市条例の制定をするものである。

瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例。

（趣旨）第1条、この条例は、瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例第3条に規定する市長及び副市長の給料月額について特例を定めるものとする。

（給料月額）第2条、市長及び副市長の受ける給料月額は、平成27年1月分から同年3月分までについては、瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から同条に規定する額の100分の10に相当する額を減じた額とする。

附則（施行期日）1. この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）2. この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

次の理由により提出をさせていただきます。

地方自治法第112条及び瑞穂市議会会議規則第13条の規定により、最高責任者としての責任が必要と考え、提出をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（若園五朗君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第18号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 異議なしと認めます。したがって、発議第18号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 3番 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

提出者に質問をさせていただきたいと思います。

まず理由のところですが、「市道認定に係る一連の事務について、不適切な事務処理が明らかとなり」というところがありますが、これは、要するに便宜供与との関係ではどうなのか、あるいは瑕疵ある行政行為ということ認められた上での理由なのか、その点についてまず明らかにしていただきたいと思います。

○議長（若園五朗君） 4番 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 理由の「市道認定に係る一連の事務について、不適切な事務処理が明らかとなり」といった部分でございますが、この部分については、臨時議会で執行部から提案されたそのままでございますので、意味としましては、前回の臨時議会で説明されたままでございます。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 3番 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 執行部のままということになりますと、要するに百条委員会の報告は、瑞穂市市道編入基準を正式な基準として認識をして、それを当てはめることは問題ないということなんですけれども、執行部の言う不適切な事務処理ということの中身は何ですか。これ、提出者はどういうふうに認識しているんですか。今、一緒だと言ったから、一緒を教えてください。

○議長（若園五朗君） 4番 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） この説明のときに聞いていたのは、職員にかかわる懲戒処分をした、それに対しての責任者としての責任をとる、その形であるということでありました。また、そのときについては、百条としてかかわるのかということ議論をされましたが、百条の中のことでなく、職務の中、また行政の運営の中でこの不適切な処理が行われたということだったので、その部分だというふうに私は思っております。

○議長（若園五朗君） 3番 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） ちょっとよくわからないですね。私がお聞きをしたのは、不適切な事務処理というものを具体的に上げていただきたい。それが執行部の認識と同じであるということですから、いわゆる瑕疵ある行政行為ということについても中に入っているんじゃないですか。そのことについてお答えをいただきたい。

○議長（若園五朗君） 4番 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 市職員の懲戒処分をしたということですので、その部分について

は、前回の臨時議会で説明がなされたとおりでであるということでもありますので、その職員の懲戒処分にかかわったことについて、その1カ月分、100分の10。しかし、それでは瑞穂市議会として、私としては100分の10を1カ月分では、その分としては少ないのではないかという話し合いが起きましたので、やはり今回は3カ月というふうにいたしました。

○議長（若園五朗君） 3番 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 最後のお話は、1カ月分を3カ月分にただけだということなんですが、その大前提、給与を3カ月減額する根拠ですね。それがやっぱり明確じゃないと思うんですよ。執行部に今答弁を求めることはできませんけれども、要するに懲戒処分にかかわったことだけの責任をとって1カ月の減給を提案したんですか。そうじゃないと思いますよ。

いわゆる瑞穂市市道編入基準を当てはめてはいけないにもかかわらず、つまり県の開発許可基準、宅地開発指導要領を当てはめなければいけないところを当てはめなかった。そのことが瑕疵ある行政行為、つまり行政行為の手続の一つですね、それも。そして、それは一番大きなことです。ですから、この基本的な認識が提出者と執行部とは全然違うと思うんですよ。全然と言うと失礼ですけれども、あといろんな要因が、決裁印を押したとかということも含めて1つ、2つ、3つと広がっていく問題ですけれども、その一番基本的なことは、要するに瑞穂市市道編入基準を当てはめたことが瑕疵ある行政行為であり、無効であると。そういう行為をしたこと自体が大変な誤りであるということが根本の理由だと思うんですね。あとは今言ったいろんなことがあると思うんですけど。だから、そうなると、執行部と同じ認識だということになると、自分たちの瑞穂市市道編入基準を当てはめたという前提が違ってきますので、そこら辺の整合性について明らかにしていただきたい。

○議長（若園五朗君） 4番 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 臨時議会の議案第68号について、その部分については私もメモをとっておりますが、副市長がいろいろな説明をされました。それも、百条にかかわるのか、かわらないのかというような部分も、答弁の中でそのように聞こえたり聞こえなかったりということではありますが、今回の議案の中の私の説明としては、一連の事務にかかわる不適切な事務処理ということは、それぞれの議案に対して、前回の提出に対してといった不適切な事務処理ということで考えていただきたいと思います。

○議長（若園五朗君） 3番 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 今の答弁ですけれども、百条委員会の報告がそうであるように、具体的、客観的な事実が明示されないんですね。いわゆる一般的な抽象的な言葉でそうかなと思わせるような雰囲気の話なんですよ。不適切な事務処理ということであるならば、執行部と同じ認識であるとするならば、具体的に提案理由の中で、1、2、3、4というふうに客観的かつ具体的事実を明示しなければわかりません。これでは理由の根拠がよくわからない。そうじゃない

ですか。

○議長（若園五朗君） 4番 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） その根拠はといいます、しかし、この提案をされた議案第68号のときにも、執行部もその見解についてはふらついた見解でありました。しかし、不適切な処理が事務的に明らかになっている、これは行政職からの提案であります。なので、このことについては、皆さん、認識は持っている。不適切な事務処理が行われた。それは職員に対して、もしくはその提案に対して、もしくは百条の中であったかもしれませんが、しかし、そのことではないという答弁もありました。

しかし、不適切な処理はその議案の中で、道路認定に係る一連の事務処理、職務怠慢はあったと、職員のほうが、執行部のほうが認めたことであります。なので、その責任を負うべきという提案がなされた。この内容については皆さんも説明を受けて御存じであるはずである。だから、その部分については変えておりません。

ということで、ここの部分について変えずに、さらにその1カ月分では少ないと。なので、この提案の理由としては、この不適切な事務処理ということは前回の臨時議会で説明をされたものということをお願いをしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 3番 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 説明をされたものではないんですよ。提出者が、不適切な事務処理は具体的に何ですかということ提案理由の中で明らかにしなきゃいけないんですよ。今の答弁だと、執行部が提案をしたとおりですと、あるいは皆さんが御存じのとおりですと。そういう問題じゃないんですよ。提案しているのは、みずからが提出しているんですよ。だから、その理由を明らかにしなさいと。

冒頭申し上げたように、提案者たちは、瑞穂市市道編入基準を正式な文書として認識をされておるわけだから、そして便宜供与があったと結論づけているわけですから、それとの関係で不適切な事務処理を説明していただきたいということを言っておる。そのことに対する説明がない。

余り何回やっても時間がもう遅いですから、もったいないですからやめますけど、説明がないということです。

○議長（若園五朗君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 2番 くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 議席番号2番、改革のくまがいさちこです。

ただいま提案されました発議第18号について質疑をいたします。

12月10日、つまり9日に百条委員会がございました。その次の日の12月10日の中日新聞に、9日の内容の記事が出ました。その記事の最後に「処分を求める」ということが書いてありました。今これ出ましたから、ああ、このことだったんだなということがわかったんですけど、そうでしょうか。まず確認をしたいと思いますが。

○議長（若園五朗君） 4番 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 新聞の内容については、私は確認をしておりません。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 2番 くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） そうですか。百条の提案者、そして副委員長さんが翌日の新聞記事を確認していないんですね。私は確認いたしました。

というのは、委員会で出たことと、委員会で記者会見しているわけですからね、毎回。やっているわけですから、そこの記事をしているわけですから、新聞は。12月9日、昨日ですね、百条があったと。それで、話によるとというふうに、つまりそれが記事になっているわけで、個人でインタビューに応じているわけじゃないわけですよ。委員会の委員長、副委員長、3人ぐらいのときもあったと思いますが、第2議員会議室で、いつもマスコミのインタビューに、準備会、委員会が終わると、やらないときもあったかもしれませんが、準備会はほぼではないと思いますが、委員会の後なんかはインタビューを受けていますね。これは、市道認定の件について受けているわけですよ。

次の12月10日、処分を求めるということが私は確認しておりますので、あなたがしていなくても私はしていますから、何ならそこに中日新聞さんも見えますけどね。ということですね。

つまり私が何を言いたいかといったら、ええ、こんなことが百条で出たかしらと。つまり出していないわけですよ、処分を求めるなんてことは。

百条の委員長、副委員長としてインタビューに応じているわけですから、個人で応じているわけじゃありませんから、記者会見しているわけじゃありませんから。それなのに、たびたび百条が終わった後、これは準備会のときもありましたね。8月28日はほぼ結論が出ました、争点1、争点2、争点3についての。私、次の日か幾日かにブログに、余りにひどい結論なので書いていますけれども、これも翌日に新聞に出ましたが、結論は先送りにすると書いてありました。そんなことを、百条では市道認定に関して何も言っていないわけですよ、全然出ていないのに。

このように、市道認定について設置された瑞穂市議会の調査特別委員会として記者会見をしているのに、個人的なことを話し、それが新聞記事に出ているわけですよ。

百条についての地方自治法を確認いたしますね。百条委員会、瑞穂市の場合は市道認定に係るものですが、この権限は議会に与えられているものですか、それとも議員個人に与えられ

ているものですか。ちゃんと心得ていらっしゃると思いますから、お答えください。

○議長（若園五朗君） 4番 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 今の内容については、今回の議案とは違う問題でありますので、答える必要がないと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 議題に沿った質疑をお願いします。

2番 くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 必要があります。けれども答えたくないわけですね。答えられないのか、答えたくないのかよくわかりませんが。

そこでこちらから申し上げますが、調査特別委員会というのは、議員個人に権限を与えられておりません。議会に与えられているんです、調査権も全て。この市道認定に係る一連の事務についての話も、百条の中で出てきている話です。やっていることが、これもそうですね。提出者は庄田昭人議員、賛成者、小川勝範議員、清水治議員、若井千尋議員、これ個人で出しているわけですよ。これは個人でもいいですよ、出すのは。しかし、既に今述べましたように、12月9日の委員会の後の記者会見で処分を求めるということを百条の委員会として記者会見しながら、百条の中では何も話し合われていないことを言っているわけですよ、ほかの例も出していますけど。

このように、非常に権限逸脱のことをしていらっしゃる。このことについてどう思われますか。

○議長（若園五朗君） 4番 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 百条の内容については、この問題とは切り離して考えないと、この市道認定に係る一連の事務についての不適切な事務処理と同じように解釈されることは、本来、よくないと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 2番 くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） そのとおりです。同じように考えちゃいけないんですよ。それなのに、12月10日に9日の、知っていますよ、議員第2会議室で3人並んで記者会見したのを。やる前にドアがあいていましたから。10日に処分を求めると、そこで発言しているじゃないですか。それがなかったらいいですよ、これ、個人でやっても。もうそのときに委員会として記者会見しながら、つまり議会としてですからね、委員会というのは。そのときにもう決定していますよ、個人的に。記者会見は議会としてやっているわけですからね。もうそのときにこれが出ているわけですから、いかがですか。

○議長（若園五朗君） 4番 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 12月9日のことですが、12月9日は議員会議室で開催しておりません。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五郎君） 2番 くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） そうですか。じゃあ私が場所を間違えたのかもしれませんが。どこでしたんですか。そこでしておりませんと場所を否定なさるんですから、おっしゃってください。

○議長（若園五郎君） 4番 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 見ていたというそだったから、それを正しただけですので、そんな見たかのようなことを言っていただけは困るということを指摘させていただきました。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五郎君） 2番 くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 私の質問に答えませんでしたね。

どこでしたかというふうに聞いているわけですから、どこでしないと言ったから聞いているんですよ。どこでもいいんです。とにかく記者会見をしたことは事実です。10日に処分を求めるといふ新聞記事になったんです。

もう一回言います。議会として市道認定の件は百条というのをつくられたわけですが、これは議会の権限で与えられているんです。個人に与えられているわけじゃないんです。でも、そのときに既に処分を求めるといふことを言っているわけです。どこでもいいんですよ、場所は。

こういうふうに、議会の権限を逸脱して、個人的に新聞記者に、マスコミに、3月5日の初めからマスコミをずうっと個人で使っていますね、議会の権限ではなくて。

思い起こせば、3月5日の総括質疑、市道認定議案は最後ですよ、いつも。朝からマスコミがずらっと来ていましたね。テレビカメラ2台が回っていましたね。新聞記者がずうっといましたね、何人も。私たちは何があるか知らなくて、私、聞いたんですよ、休憩時間に。きょうは何をしに来たんですかと。そうしたら、あちこちの議会取材していますと言ったので、私は喜びまして、いいことです、ぜひあちこちの議会取材してくださいと言ったんです。

つまり、それももう既にマスコミを呼んであったわけですよ、個人として。そして、議会として立ち上げたわけですよ。もう個人のやることと議会のやること、全部ごちゃごちゃにやっているわけです。つまり百条を立ち上げ、これを利用して、個人として個人攻撃をしているんですよ。これについてちょっと一言お答えください。

○議長（若園五郎君） 4番 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 百条委員会の中のマスコミ対応については、言えるところ、言えないところ、十分注意をしながら対応はしてきておりましたので、委員会の中で起きたこと以外にそ

れを流す、そんなようなことは私はしておりません。きちっと、それも後から、囲み取材の中で、こんなに言っていないんじゃないかということも、私の中では記者のほうには問いかけたこともあるぐらいでありますので、それぞれの委員の方に追跡調査をされた結果というところも、私も聞いておりますので、ただ、私が、委員長が、副委員長が、その中で答えたものであったということではないということも加味をしていただけるといいと思いますが、委員会終了後の説明では、しっかりとと言える部分、言えない部分を考えながらさせていただいております。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 議題に沿った質疑をお願いします。

2番 くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 議題に沿ったことは、後で討論で凝縮して申し上げます。この中に疑問がありますので、質疑をしております。

つまり3月5日の朝9時からマスコミがずらっと来て、それで市道認定、最後の議案までずうっといて、そして、あんなに大きくマスコミに出たときからですよ。ずうっとですよ。今私が言った、覚えているのは8月末と、それから12月9日、翌日の10日の新聞ですが、委員会とは全然関係ないようなことも全部新聞に出ているんですよ。そうですか。じゃあ新聞社がでっち上げで書いたわけですね。はい、わかりました。

以上で終わります。

○議長（若園五朗君） ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若園五朗君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 2番 くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 議席番号2番、改革のくまがいさちこです。

この発議第18号と百条委員会は関係ないということも出ましたが、市道認定に係る一連の事務について不適切な事務処理が明らかとなったのは百条委員会ですから。

「鼎の軽重を問う」という言葉がございますね。学識経験者の副委員長さんなら御存じだと思います。

整理して言うならば、この市道認定に係る一連の事務について、便宜供与について調べたのは百条委員会です。調査特別委員会というのは、議員個人に与えられた権限ではありません。委員会に与えられているものです。瑞穂市議会に与えられているわけですから、瑞穂市議会の

使える権限から逸脱しています、やることが。

「鼎の軽重を問う」という言葉ですが、こういうことをやって、またきょう個人的に新聞記者に何か言ったりブログに書いたりすると、よく頑張っていますねと。よくわかっていない市民の方は、チェック機能を果たしていますと思われるかもしれません。でも、百条に関する市道認定に係る調査は、個人に与えられたものじゃないんです。だから、個人的に、いわばプレーみたいなことを逸脱して、私はやり過ぎだと思います。これが1点です。

もう1点申し上げます。

やっぱり鼎の軽重を問うと言いましたけれど、ミスは誰でも、どこでもあります。議会でもあります。私も10年の間、かなりミスしました。随分そこはつつかれて、懲罰まで受けました。今でも不当だったとは思っていますけれど、とにかく私は随分足を引っ張られましたよね。障害者は能力に欠けると。これも、また言葉尻をとられて訂正を求められましたから、素直に従いましたけど、ある種の能力に欠けるという「ある種」がなかっただけで、障害者に対して配慮が足りないとか、これの提案者も庄田さんでしたけど。

つまり私たちは公務員ですね、お互いにね。常勤、非常勤の。個人も、そして議会側も、行政側もミスをするんですよ。余りあり過ぎるのは問題ですけど、今問題だということは、私もこの間、一般質問で申し上げましたね、行政側にも。だけど、これ、全部一々チェックしていますというために、PRのためにするようになったら一体どうなるのでしょうか。

そして、さっき少数意見の報告書で、私、結論を申し上げましたけど、あれは誤った結論。10カ月にわたってマスコミでPRし、そして最後は論理的な展開が一つもないですよ。調査結果のところ、誰がこう言った、こう言った、こう言った。したがって、それも12月9日です、こう言った、こう言った、こう言ったと。だから、便宜供与があると。

例えば大犯罪人でも、もう死刑が決まっている人でも人権はあるんですよ。やっぱり逸脱行為というのはよくないですよ。これは私の見解ですからね、少数意見ですから。こういうことをしながら、こうやってチェック機能を議員として果たしているか知りませんが、これは全部議会に与えられているわけですから、やっぱり個人的に逸脱し、瑞穂市議会の一員として余りに逸脱し過ぎるとどうなるかという、やっぱり市民は、ずうっと一連のことをよくわかっていませんからね、県の宅地開発指導要領がどうか7本あったとかということは。そうすると、単純に言っただけ失礼だけど、わかる範囲でよくやっている、よくやっているというふうになるわけで、私は、これは市民のレベルも下げることになるで大変危惧いたします。そして、瑞穂市役所への市民からの信頼もいたずらに下げることになる、大変危惧いたします。

瑞穂市政の仕事を実際に中心でやってくれているのは職員なんですよ。職員が仕事をしなかったら何も前へ進まないんですよ。一つ一つミスはありますね。私も言うことはありますよ。随分委員会でも言っていると思いますが、だけど、ここまでやるのは、私はやっぱり逸脱して

いると思います。大変悲しい事態です、瑞穂市は。

ということで、反対いたします。

○議長（若園五朗君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 13番 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 13番、公明党の若井です。

この発議第18号、庄田議員から提出されました。

私は、総務委員会は、今回、委員長を拝しておりました。この提案理由の中に、このまま読みますけれども、市道認定に係る一連の事務について、不適切な事務処理が明らかとなり、また福祉センター改修事業においても、内容を確認せず決裁印を押印したことは明らかであることは職務の怠慢であり、よって、これらの責任を負うべきと考え、市条例を制定するものであるということの提案で、これは10月29日の臨時議会で、職員はもう処分を受けたわけでございます。その後を受けて、今回、特別職の方の市長、副市長は、時限立法で11月1日から30日までの1カ月間、この100分の10ということの御判断が出たんですけど、このとき私は、この内容に関しては、やはり行政庁として、この処分では少ないのではないかなという立場で反対をさせていただきましたけれども、今回、この提出理由で、総務としても10月のときに修正案をかけさせていただいたり、また今回も附帯をつけさせていただいて、しっかり執行部として議会にわかるような提案をしていただきたいとの思いで出させていただいたわけでございます。

そういう意味で、今回、庄田議員のほうから3カ月の提案を出されたことに対して、私は賛成をさせていただきました。以上でございます。

○議長（若園五朗君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 3番 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

時間も過ぎていきますので、簡単に結論のみ申し上げます。

理由の中で、市道認定に係る一連の事務について、不適切な事務処理が明らかとなりとありますけれども、この市道認定に係る一連の事務の大もとはどこかということ、やはり市道認定をするに当たっての基準、これを執行部と同じということを言われましたけど、執行部は県の宅地開発指導要領が市道認定の基準であるという認識をしています。ところが、提出者の認識はどういうことかということ、県の開発基準みたいなものは、はっきり言って具体性もないし根拠もない。あるのは、瑞穂市の市道編入基準であると、こういうことが大もとなんですね。もう認識が全然違うの。だから、執行部と同じということになってくると、ちょっとおかしい話になるんですよ。話のつじつまが合わなくなってくるの。

だから、そういう意味において、この理由の中で不適切な事務処理について執行部と認識が同じというだけじゃなくて、具体的にどういうことなのかということを示した上で理由の説明をしていただきたかった。それがなかったということで、簡単に短い話で恐縮ですが、反対討論にかえさせていただきたいと思います。

○議長（若園五郎君） ほかに討論ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五郎君） これで討論を終わります。

これから発議第18号を採決します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五郎君） 1番 堀武君。

○1番（堀 武君） 採決に関して、不満があるものですから、退席をさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五郎君） 8番 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 発議第18号ですけれども、この件については、退席をさせていただきます。

〔1番 堀武君・8番 松野藤四郎君 退場〕

○議長（若園五郎君） 発議第18号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五郎君） 着席願います。

起立多数です。したがって、発議第18号は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（若園五郎君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成26年第4回瑞穂市議会定例会を閉会します。

閉会 午後6時08分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成26年12月19日

瑞穂市議会 議長 若園五朗

議員 堀武

議員 くまがいさちこ